

みえ県民力ビジョン
第三次行動計画（仮称）
〔最終案〕

令和元(2019)年 11 月

三 重 県

目 次

第1編 基本的な考え方	1
はじめに	3
【参考資料】みえ県民カビジョン（抄）	4
第1章 第二次行動計画の総括と今後の課題	6
【参考資料】三重県を取り巻く時代潮流と現状認識	23
第2章 三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現をめざして	34
第2編 政策体系	41
第1章 政策体系の概要	43
第1節 政策体系とは	43
第2節 政策体系の見直し	44
第3節 重点取組	45
第4節 政策の概要	46
第2章 施策の概要	47
第1節 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	53
第2節 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～	97
第3節 「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～	139
第3編 地方創生の実現に向けて	175
第1章 地方創生の現状と課題	177
第1節 三重県の人口動向	177
第2節 これまでの取組	178
第3節 人口の将来展望	181
第2章 地方創生の実現に向けて	183
第1節 基本的な考え方	183
第2節 具体的な取組の方向	186
第3節 推進にあたっての視点	192
第4編 計画の推進	193
第1章 行政運営の取組	195
第1節 施策の推進を支えるために	195
第2節 民主的かつ公正中立な行政運営（行政委員会）	210
第2章 計画の進行管理	213
第1節 基本的な考え方	213
第2節 県民の幸福実感の把握	214
第3節 行政経営資源の見通し	215
参考資料	217
「これからのみえづくり」に向けた高校生、大学生等意識調査結果（概要）	219
「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）」の施策とSDGs（持続可能な開発目標）との関係～関連する主なSDGsの目標（ゴール）～	226

みえ県民カビジョン・第三次行動計画（仮称）

第1編

基本的な考え方

はじめに 第三次行動計画策定の趣旨

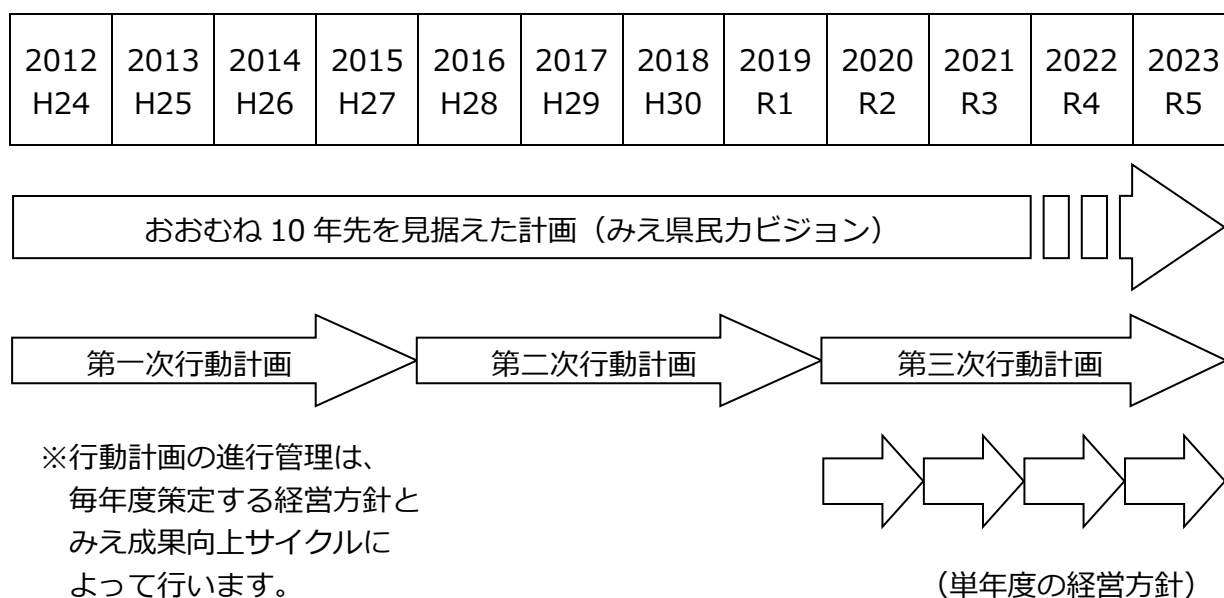
県では、平成 24（2012）年 4 月に、長期的な視点から、三重のあるべき姿を展望し、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示した、おおむね 10 年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」を策定しました。また、「みえ県民力ビジョン」を着実に推進するため、「みえ県民力ビジョン・行動計画」＜平成 24（2012）年度～平成 27（2015）年度＞、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」（以下「第二次行動計画」という。）＜平成 28（2016）年度～令和元（2019）年度＞を策定し、さまざまな施策、事業等に取り組んできました。

「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）」（以下「第三次行動計画」という。）は、「みえ県民力ビジョン」策定後のこれまでの取組の成果と課題を検証するとともに、時代潮流や社会経済情勢の変化などを的確にとらえて、「みえ県民力ビジョン」が掲げる基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を具体化するための取組方向を示す中期の戦略計画です。

●計画期間

令和 2（2020）年度から令和 5（2023）年度までの 4 年間

●みえ県民力ビジョンと行動計画の関係



●行動計画と三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

人口減少に係る課題の解決に向けて、施策を総動員し、オール三重でより一層相乗効果を図れるように、第三次行動計画は、「まち・ひと・しごと創生法」第 9 条に基づく、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」としても位置づけ、一体的に取り組んでいくこととします。

みえ県民カビジョンの基本理念

県民力でめざす「幸福実感日本一」の三重

「第三の分水嶺」とも言うべき大きな時代の転換期に、県自らの変革を進める中で、県民の皆さんにもアクティブ・シチズンとして積極的に社会に参画していただくことを呼びかけながら、県民の皆さんとの協創により「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現をめざし、取り組めます。

●自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）へ

新しい三重を創るために、私たち一人ひとりが力を注いでいく必要があります。しかし、一人ひとりの力には限界があります。さまざまな事情により社会で十分に力を発揮できない人たちが社会的に弱い立場に置かれた人たちもいます。こうした人びとが社会の一員として多様な人びととつながりを持ち、共に生きることでできる社会に変えていく必要があります。

私たちは、誰もが自分の夢や希望を持ち、その思いを実現するために生きています。夢や希望を持って人生を主体的によくしていこうとする力や、住んでいる地域をよくしていこうとする力を発揮できたときに、私たちの人生は輝きます。

私たちは自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）でありたいと思います。

「自立し、行動する」とは、一人で生きることではなく、自らの判断と責任のもとで、公共心を持って社会の一員として生きていくことです。地域社会や企業などの一員として、進んで責任を果たしていくことです。

身の回りの家族や地域の絆を大切なものととらえ、その中で自分にできることに取り組んでいきます。私たち一人ひとりが夢の実現に向け、希望を持って生きていくことができるように、私たちがみんなで支え合うことにより、さまざまな課題に取り組んでいく必要があります。

●県民力による「協創」の三重づくり

私たちが創りあげようとする新しい三重は、次の三つのことがイメージされる社会です。

まずは、さまざまな生活のリスクに対して、社会全体で備える仕組みが整い、住み慣れた地域で安心して暮らせることです。このことがあって、私たちは自らの夢や希望の実現に向けて行動することができます。

次に、私たち一人ひとりが、人生のステージに応じて、自らの未来を切り拓くために必要な能力を身につけ、個性や能力を発揮して自由に生き方を選択し、地域の中で活動できることです。

最後に、三重という地域が強みを生かして発展し、私たちの生活や地域の活力を支える産業が活発であり、働きがいのある仕事に就くことができることです。

私たちは、それぞれが「^{おおやけ}公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していくことを「協創」と呼び、みんなで力を合わせて新しい三重を創る「県民力による『協創』の三重づくり」を進めていきたいと考えます。

（みえ県民カビジョン抜粋）

「新しい豊かさ」を享受できる三重づくり

県民1万人を対象とした「みえ県民意識調査」では、家族の存在や子どもを持つこと、働くことは、県民の皆さんの幸福実感と深い関わりがあることがわかりました。一方で、結婚や出産、就労に関して、県民の皆さんの理想と現実にギャップがあることも明らかになりました。

また、私たちは今、本格的な人口減少社会を迎えており、地域の活力の低下が懸念されています。

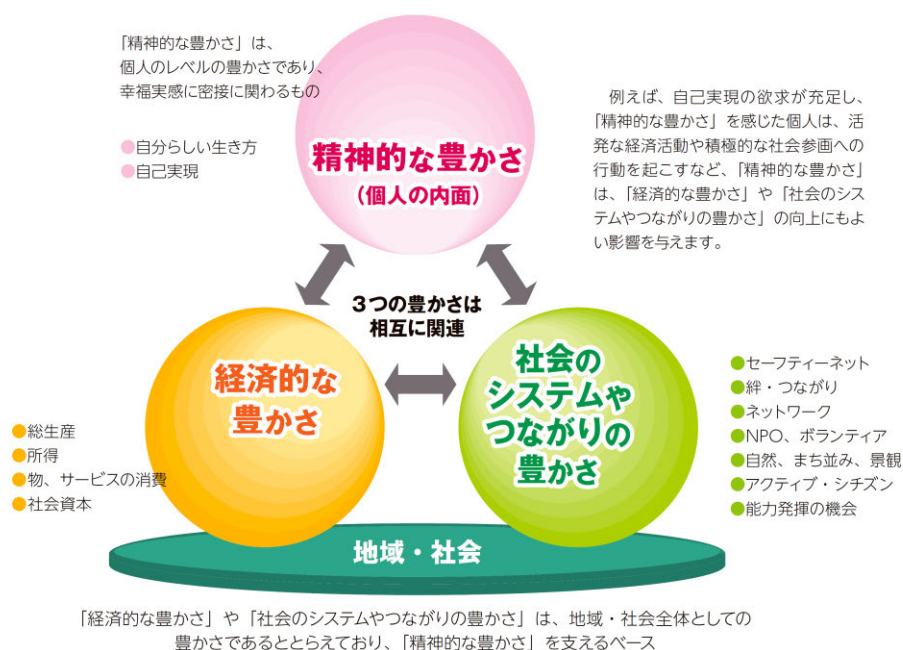
このような時代だからこそ、誰もが、どこに住んでいても、夢や希望を持ち、幸福を感じながら暮らせるようにしなければなりません。県民の皆さん一人ひとりが地域をより良くするために行動し、それが原動力となって、将来にわたり地域が発展していくことが重要です。

そのためには、「精神的な豊かさ」「経済的な豊かさ」はもちろん、安心した暮らしのためのセーフティネット（社会保障）や能力を発揮できる環境、支え合いのベースとなる人と人との絆など「社会のシステムやつながりの豊かさ」がとても大切であり、第二次行動計画では、これら3つの豊かさ全てを高めていくという「新しい豊かさ」の考え方を打ち出しました。

三重には、多様な資源を活用し、時代の変化に対応した豊かさを創造してきたDNAがあり、それは県民の中にも脈々と受け継がれています。三重なら、こうした三重のDNAをあらためて認識し、「協創」を進めることで、時代の分水嶺の先にある「新しい豊かさ」を実現できると考えます。

県民の皆さんが三重で暮らす幸せを感じられるよう、「新しい豊かさ」の実現に挑戦していきます。

「新しい豊かさ」は、「経済的な豊かさ」、「社会のシステムやつながりの豊かさ」、「精神的な豊かさ」の3つの豊かさ全てを高めていくことで、享受できる豊かさです。



～みえ県民カビジョン・第二次行動計画より～

第1章 第二次行動計画の総括と今後の課題

1 第二次行動計画を振り返って

第二次行動計画では、人口減少、少子高齢化やグローバル化の進行が加速し、人びとのライフスタイル・価値観の多様化や大規模自然災害の頻発など、私たちを取り巻く社会情勢が変化する中で、「みえ県民カビジョン」で掲げた基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現に向けて、県民の皆さんに成果を届けられるよう、着実に施策を展開してきました。

第二次行動計画の＜施策＞の達成状況を平成30（2018）年度の実績で見ると、61の＜施策＞のうち、数値目標は5割強にとどまりましたが、施策の進展度は「進んだ」または「ある程度進んだ」と評価するものが57施策となっており、進捗はおおむね順調と考えられます。

一方で、教育・人づくり、介護、子育て支援の分野など、取組が道半ばの施策もあり、今後に向けた課題ととらえています。

第二次行動計画におけるこれまでの成果と課題については、次のとおりです。

伊勢志摩サミット

三重県誕生から140年の節目にあたる平成28（2016）年には、県史に残る歴史的な出来事として成功した「伊勢志摩サミット」にオール三重で一丸となって取り組んだ結果、さまざまな成果が生まれました。

三重県が誇る美しい自然、豊かな食の魅力や日本を象徴する伝統・文化が、日本国内はもとより世界に発信されるとともに、G7首脳が伊勢神宮を訪れ、平和を希求し多様性を寛容に受け入れてきた、日本人を象徴する文化が三重の地において育まれてきたことを世界に強く印象づけました。また、伊勢志摩サミットは、平成27（2015）年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ（以下、「2030アジェンダ」という。）」が採択されて以降、初めて開催されたG7サミットであり、「G7伊勢志摩首脳宣言」においては、人間中心かつ地球に配慮した形で、SDGs（持続可能な開発目標）を掲げた2030アジェンダを進めることにコミットすることが世界に発信されました。

伊勢志摩サミットによる経済効果は、報道等によるPR効果を含めて4,000億円以上にのぼり、サミット終了後の観光客の増加等によるポストサミット効果は、1,000億円以上と見込まれています。

サミットで発揮された地域の総合力は、58万人の来場者でにぎわった「第27回全国菓子大博覧会・三重（お伊勢さん菓子博2017）」でも生かされました。また、三重県の知名度向上が一つの要因となり、国際会議が令和元（2019）年10月末までに50件開催されたことをはじめ、外資系企業による県内投資の増加、日本酒等の県産品の出荷拡大などが実現するとともに、サミットを通じて自信を深めた県内企業や地域の団体が活発な事業活動を行っています。

さらに、サミットを契機に、官民が一体となってテロの未然防止に恒常的に取り組む枠組

みである「テロ対策パートナーシップ」を構築し、テロを許さない社会・地域づくりを進めています。

サミット開催1周年の節目には、志摩市の近鉄賢島駅2階に伊勢志摩サミット記念館「サミエール」がオープンし、令和元（2019）年10月末までに約42万人もの方々が来館されました。また、サミットを通じて高まった本県の国際化の機運をさらに広げていくため、サミットが開かれた5月に「みえ国際ウィーク」を設け、毎年、県内全域で国際交流や国際理解を深める取組を進めています。

新たな一歩への決意をまとめた「伊勢志摩サミット三重県民宣言」をふまえ、新たに人や事業を呼び込み、地域の力を発揮することで、サミットの開催により地域にもたらされた有形無形の好影響であるサミットのレガシーを新しい時代の三重を担う次世代につないでいくことが私たちの大きな使命となっています。

スポーツ

平成28（2016）年にブラジルのリオデジャネイロで開催されたオリンピック・パラリンピックにおいて、女子レスリングの吉田沙保里選手と土性沙羅選手がメダルを獲得するなど、三重県ゆかりの選手が素晴らしい活躍をされ、県民の皆さんはもとより、国内外の人びとに多くの夢と感動を届けてくれました。

オール三重で準備を進めた平成30（2018）年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）「2018 彩る感動 東海総体」が盛大に開催され、全国から集まった高校生トップアスリートの全力でプレーする姿や平成最高の入賞数52件となった三重県勢の活躍、大会を支えた本県高校生による最高のおもてなしは、観る人に多くの勇気と感動を与え、平成最後のインターハイとして記憶に残る大会となりました。

東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、各国代表チームの県内への事前キャンプ地誘致に市町と連携し取り組んだ結果、4か国6チームの事前キャンプ実施が決定しました。

また、東京2020オリンピック聖火リレーについては、ランナーを募集した結果、29人の公募枠に対して1,627人の応募をいただきました。今後は、県民の皆さんがオール三重で何らかの形で聖火リレーに参画し、地域の魅力を十分に発信できるような方策を検討するとともに、安全・確実に実施できるよう、全ての市町の協力を得ながら的確に準備を進めていく必要があります。

令和3（2021）年の三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けて、三重交通Gスポーツの杜 伊勢 陸上競技場等の施設整備を行い、本県選手の練習環境や競技環境の整備などに取り組みました。また、ジュニア・少年選手の育成・強化に加え、三重とこわか国体の後も継続して三重の競技スポーツを支える人材育成につなげるため、「チームみえ・コーチアカデミーセンター」の取組を開始し、指導者の養成、資質向上に取り組みました。これらの結果、令和元（2019）年の第74回国民体育大会（いきいき茨城ゆめ国体）における本県の成績は、天皇杯順位（男女総合成績）が平成27（2015）年の27位から14位に躍進することができました。さらに、平成30（2018）年には、日本で初開催となる「ボッチャ国際大会」が県営サンアリーナで開催され、日本チームは、個人と団体合わせて6個のメダルを獲得しました。これを契機に、ボッチャが障がいのある人もない人も一緒に参加できるスポーツと

して広く知られることとなり、三重とこわか大会から正式競技として採用されるなど、障がい者スポーツの裾野の拡大につながりました。

インターハイ開催の成果を生かし、東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催の気運を三重とこわか国体・三重とこわか大会につなげる必要があります。また、創意工夫を凝らしつつ、簡素・効率化が図られた大会となるよう、会場地市町や各競技団体と緊密に連携し、オール三重で開催準備に取り組むとともに、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯の獲得に向けて着実に競技力の向上を図っていく必要があります。

人口減少への対応（地方創生）

三重県の人口は、全国よりも 1 年早い平成 19（2007）年をピークに減少に転じ、減少が続いています。地域の自立かつ持続的な活性化を図るため、平成 27（2015）年 10 月に「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、少子化対策をはじめとする自然減対策と、担い手づくりや移住促進などの社会減対策の両面から人口減少の課題に取り組んできました。

このうち社会減対策については「学ぶ」・「働く」・「暮らす」のライフシーンごとに取組を実施し、人口の県外への流出抑制と県内への流入促進を図ってきたところです。また、地方創生の推進にあたっては、市町をはじめ、さまざまな主体から構成される地方創生会議において現状や課題の情報共有や意見交換を行い、取組につなげてきたところです。しかしながら、依然として転出超過の改善が進まず、人口減少に歯止めがかかっていません。

人口減少にかかる問題は、一朝一夕に解決できない構造的な問題であり、その課題解決に向けては多岐にわたる分野の取組を結び付け、相乗効果が発揮されるよう対策を進めることが不可欠です。そのため、県の施策を総動員する姿勢をさらに強め、若者の県内定着など、人口減少の課題に対して切れ目のない取組を実施していく必要があります。

少子化対策

結婚や出産について理想と現実にギャップがあり、また、社会環境の変化により家族のあり方が多様化し、地域のつながりが希薄化するなど、子どもを取り巻く環境が変容する中で、平成 27（2015）年 3 月に「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（以下、「子どもスマイルプラン」という。）を策定し、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざしてきました。

子どもスマイルプランでは、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに切れ目のない対策を展開し、ライフプラン教育の推進や出会いの支援、不妊に悩む家族への支援、男性の育児参画の推進、長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの推進など、「働き方」も含めたさまざまな取組を全国に先駆けて進めてきました。国の調査によると、三重県の 6 歳未満の子どもがいる世帯の夫の育児時間は、平成 23（2011）年の 1 日あたり 35 分が、平成 28（2016）年には 53 分と全国平均を上回る増加となりました。また、全国でイクボス^{注）}の普及啓発に取り組んでいる NPO 法人ファザーリング・ジャパンによる平成 29（2017）年イクボス充実度アンケート調査では、本県が都道府県部門

で第1位となりました。

子どもスマイルプランの2つの総合目標のうち、合計特殊出生率^{注)2}については、目標とする希望出生率^{注)3}1.8台とは依然として乖離がありますが、平成30(2018)年は1.54と3年ぶりに増加し、全国1位の増加幅^{注)4}となりました。また、出生数の減少幅を前年より大幅に抑えることができました。

一方で、もう一つの総合目標である「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、計画策定時から減少傾向にあります。また、平成30(2018)年度に実施した調査では、子どもたちについて「元気がある」と感じる県民の割合は増加傾向であるものの、「子どもの育ちを見守り、応援したい」と思う割合が減少傾向で、普段から子どもとふれあう機会の少ない人も含め、「地域で子どもを育てる」という気運醸成を図ることが重要です。

少子化対策は成果があらわれるまでに一定の期間を要することから、今後も、子どもスマイルプラン等に基づき、さまざまな主体と協創して、効果的な取組を着実に推進していく必要があります。

注)1 職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らが仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)。

注)2 15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

注)3 県民の結婚や出産の希望がなかった場合の水準で、三重県が意識調査結果等をもとに試算したもの。

注)4 厚生労働省「平成30年度人口動態統計月報年計(概数)の概況」に基づき県が独自集計したもの。

市町との連携

県と市町が連携強化を図り、協働して地域づくりの基盤を整備し、地域づくりを推進することにより、地域主権社会の実現をめざすため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において地域のさまざまな課題について協議を行ってきました。また、対等なパートナーシップの関係にある市町と県が、各市町固有の課題について、共通した認識を醸成し、課題の解決に向けて一歩でも前へ進めることを目的として、市町長と知事がオープンな場で議論する「1対1対談」を開催してきました。

移住の促進については、首都圏での移住相談窓口として設置した「ええとこやんか三重 移住相談センター」や、関西圏、中京圏での「移住相談デスク」の開催などを通じて、市町等と連携して総合的に取り組んだ結果、県および市町の施策を利用した県外からの移住者数は、順調に増加しています。

南部地域の市町が連携し、効果的な事業を実施することで、定住の促進や働く場の確保につなげていくため、南部地域活性化基金を活用し、複数市町が連携したさまざまな取組に対して支援を行いました。また、南部地域の関係人口を創出する「度会県プロジェクト」を立ち上げ、南部地域にゆかりや興味・関心のある人びとが継続的に地域に関わることで、主体的な地域づくり活動につなげる取組を進めました。

木曽岬干拓地において立地企業の募集を開始するなど、地域の特性やニーズに合った土地の利活用に取り組みました。

人口減少や少子高齢化の進展など、複雑に絡み合う地域の課題解決に向けて、住民に最も身近な自治体である市町との連携を一層強化していくことが必要です。

防災・減災

大規模自然災害が全国で頻発する中、近年の災害事例における課題やこれまでの取組を検証し、平成 30（2018）年 3 月にソフト対策とハード対策を盛り込んだ「三重県防災・減災対策行動計画」を策定し、「防災の日常化」に向けた取組を進めてきました。また、全国知事会の活動を通じ、平成 30（2018）年に発生した災害等の検証を行い、全都道府県で教訓や効果的な取組等を共有するとともに、被災者生活再建支援制度の見直し検討を実施するなど、全国の防災・減災対策にかかる議論を先導してきました。さらに、平成 30 年 7 月豪雨により被災した広島県安芸郡熊野町に対し、県内市町の協力を得て、県・市町合わせて 144 名の職員を派遣するなど、全国各地で発生した地震や風水害の被災地の支援を行いました。

平成 26（2014）年 4 月に三重大学と共同で設置した「みえ防災・減災センター」には、市町、大学、企業、地域等を結びつける「防災ハブ」機能を整備し、防災人材の育成・活用など、地域防災力の向上を進めました。また、伊勢志摩サミット開催にかかる地震・津波対策の一環として「DONET^{注）}5」を活用した津波予測・伝達システム」を平成 28（2016）年 5 月に整備しました。さらに、災害対策本部活動の支援機能を充実・強化するため、新しい防災情報プラットフォームの運用を平成 29（2017）年 4 月から開始しました。

平成 30（2018）年 3 月には、南海トラフ地震等の大規模災害時に国や他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるため、ボランティアや介護職員等の受入れなど、他県に例のない受援活動も幅広く定めた「三重県広域受援計画」を策定しました。

また、発災前からの事前対応が可能である台風の接近に合わせて時系列で行動項目を整理した「三重県版タイムライン」を策定し、抜け・漏れ・落ちのない対策を講じるとともに、これまでの災害対策活動による課題をふまえ、停電に向けた対応や台風災害時の市町への緊急派遣チーム派遣などにも取り組んでいます。

今後は、平成 31（2019）年 3 月に策定した「三重県市町受援計画策定手引書」および「市町タイムライン基本モデル」により、市町における対策が水平展開されるよう、引き続き支援していく必要があります。また、災害への備えや適切な避難行動の促進につなげるため、LINE や Twitter 等も活用して、県民の皆さんに対して気象情報等を提供していますが、避難率は依然として低い状況にあることから、新たなツールや手法等を研究し、よりわかりやすい情報提供に努める必要があります。

復興対策については、発災直後から速やかに復興作業に着手できるよう、復興プロセスにおいて必要となる対策や手順を示す「三重県復興指針」を平成 28（2016）年 3 月に策定しました。

自然災害が頻発化する中、県内中小企業・小規模企業の事業継続計画（BCP）の策定割合は、他県と比べて低いことから、BCP の策定を支援するなど、中小企業・小規模企業の防災・減災対策を推進していく必要があります。

伊勢湾台風から 60 年、昭和東南海地震から 75 年の節目となる令和元（2019）年には、「自治体災害対策全国会議」を兼ねた「伊勢湾台風 60 年シンポジウム」や「伊勢湾台風 60 年の集い・みえ」、「昭和東南海地震 75 年（みえ地震対策の日）シンポジウム」（予定）を開催し、これらの大規模災害による犠牲者を追悼するとともに、過去の災害から得た教訓を次世代につなぐ機会としました。一方で、令和元（2019）年 9 月、10 月の集中豪雨や台風により県内各地で発生した被害や、関東地方を襲った台風第 15 号による大規模かつ長期間の

停電、台風第 19 号に伴う大規模な河川氾濫による水害などの教訓もふまえ、風水害等に対する新たな備えの必要性も高まっています。

過去の災害を振り返りつつ、いつ発生してもおかしくない大規模自然災害に備えるとともに、適切な避難行動を促すための情報伝達など、新たに明らかになった課題にも対応するため、国の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を活用しつつ、令和元（2019）年度 6 月補正予算において過去 10 年で最大となる公共事業費を計上するなど対策を進めてきました。引き続き、自助・共助・公助の力を結集し、ソフト、ハードの両面から防災・減災、国土強靱化対策を一層強化していく必要があります。

注）5 Dense Oceanfloor Network system for Earthquakes and Tsunamis（地震・津波観測監視システム）。南海トラフを震源とする地震・津波を常時観測監視するため、国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用している。

医療・介護・福祉

医療・介護サービスの充実については、いわゆる「団塊の世代」が全て 75 歳以上となる 2025 年に向けて、各医療機関の具体的対応方針の協議を進めるなど、地域における医療および介護の総合的な確保対策を推進しています。

医療分野の人材確保については、医師修学資金貸与制度の運用などにより、医師確保対策を総合的に進めてきた結果、過去 10 年間（平成 18（2006）～28（2016）年）の医師数の増加が全国 13 位となるなど、若手医師を中心に、県内の医師数は着実に増加しています。また、医療法改正を受けて、医師の偏在解消により、地域における医療提供体制を確保するため、令和元（2019）年度中に「三重県医師確保計画」を策定する予定であり、医師不足地域の医師確保に取り組んでいます。さらに、三重専門医研修プログラムを活用し、若手医師の県内定着と偏在解消を進めるとともに、「女性が働きやすい医療機関」認証制度により、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進などに取り組んできました。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、市町と連携し特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、三重県福祉人材センターによるマッチングや、三重県発の取組として全国に広がっている地域の元気な高齢者が介護職場において補助的な業務を担う「介護助手」の取組を促進するなど、介護人材を確保するための取組を進めました。

認知症の人や家族への支援については、早期発見・早期治療のための体制整備や全国に先駆けて実施してきた若年性認知症対策の充実に取り組みしました。

健康づくりについては、女性の健康寿命が全国 2 位、がんによる 75 歳未満の年齢調整死亡率が全国 5 位となるなど、一定の成果があらわれています。一方で、「人生 100 年時代」の到来を見据えると、県民の皆さんの幸福実感を高めるためにも、「三重とこわか健康マイレージ事業」等により主体的な健康づくりを促進するとともに、新たな手法を取り入れ、データやテクノロジーも活用しながら、全国トップクラスの健康づくり県に向けて取り組んでいく必要があります。また、人口減少が進行する中で、地方創生を推進し、若者に選ばれる三重につなげるためにも、企業等における健康経営の推進が重要であることから、「三重とこわか県民健康会議」を設置し、企業、関係機関・団体、市町との連携により、社会全体で継続的に健康づくりに取り組んでいます。

子どもの医療費については、家庭の経済状況にかかわらず、子どもが安心して医療を受けることができるよう、セーフティネットの拡充を目的に助成制度を見直し、窓口無料化を実

施する市町を支援しました。

高齢化が急速に進行する中、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、患者本位の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の構築や、医師、看護師をはじめとした医療人材の確保・偏在解消、介護・福祉分野における人材の育成・確保に取り組むとともに、誰もが生涯にわたりいきいきと活躍できる社会を実現するため、社会全体で予防・健康づくりに取り組んでいく必要があります。

全国的に深刻な児童虐待事件が後を絶たず、県内でも相談対応件数が増加の一途をたどる中で、関係機関のより緊密な支援体制の構築を図るため、平成 30（2018）年 8 月に「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を三重県市長会、三重県町村会、三重県警察本部および三重県の 4 者で締結しました。平成 31（2019）年 4 月には、県内では 39 年ぶりの新設となる鈴鹿児童相談所を設置し、関係市や施設等との連携を深め、児童相談支援に取り組んでいます。また、令和元（2019）年 7 月から、児童虐待対応リスクアセスメントの向上をめざして、AI を活用した実証実験に着手しました。

さらに、全国平均を大きく上回るペースで里親等への委託を進めてきましたが、平成 28（2016）年の児童福祉法改正により、「家庭養育優先原則」が明確に示されたことから、これまで以上に里親への委託を推進するとともに、社会的養護を必要とする全ての子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができるよう、養育環境の一層の充実を図る必要があります。

発達に課題のある子どもの支援を充実するため、平成 29（2017）年 6 月に、三重県立子ども心身発達医療センターを開設し、専門的な医療、福祉サービスを提供するとともに、市町の専門人材の育成や発達障がい児の支援ツールである「CLM^{注）6}と個別の指導計画」の幼稚園、保育所等への導入に取り組みました。

全ての県民の皆さんが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、平成 29（2017）年 4 月に「三重県手話言語条例」を施行、平成 31（2019）年 4 月に「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」を全面施行するなど、障がいを理由とする差別の解消や障がい者の情報の利用におけるバリアフリー化等、障がい者の権利擁護に係る体制整備を進めてきました。

今後も、これらの条例等に基づき、県民の皆さんの障がいに対する理解を促進するとともに、社会全体で障がい者との積極的な対話を通じて、障がいを理由とする差別や障がい者の自立と社会参加を妨げている諸要因の解消を図っていく必要があります。

また、農林水産業と福祉分野との連携により障がい者が活躍できる場を創出するため、民間の協議会等と連携し、障がい者の適性や能力に応じて作業工程などを調整する農業版ジョブコーチの育成やノウフク商品を PR するノウフク・マルシェの開催に取り組みました。さらに、本県が主導して設立した「農福連携全国都道府県ネットワーク」（全都道府県参加）を通じて、効果的な施策の展開に向けた意見交換や国への提言、情報発信を行いました。

引き続き、他の都道府県と情報共有を図りながら、福祉事業所と農林水産事業者・関連企業等との連携機会の拡大、農林水産分野に参入した福祉事業所の経営安定・発展に向けた支援に取り組んでいく必要があります。

注） 6 「Check List in Mie」の略称。保育所等に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するためのアセスメントツール。

暮らしの安全・安心

犯罪対策については、地域住民、事業者、関係機関・団体等と連携・協働し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策に取り組んだ結果、平成 30（2018）年中の刑法犯認知件数は 11,247 件と、戦後最少を記録しました。また、深刻化する特殊詐欺被害の減少に向けては、防犯指導・広報啓発の推進、自動通話録音警告機の利用などによる被害に遭わないための環境整備の促進、顧客への注意喚起依頼など金融機関・コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化に取り組んだ結果、平成 30（2018）年中の認知件数は前年から大幅に減少しました。

犯罪被害者等に対する支援については、犯罪被害に遭われた方やそのご家族の方々を社会全体で支えるため、平成 31（2019）年 3 月に「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定し、都道府県初となる「三重県犯罪被害者等見舞金制度」を創設しました。同条例に基づき、総合的な支援体制の整備など犯罪被害者等に寄り添う支援や地域社会における理解の促進に取り組んでいます。

交通安全対策については、さまざまな団体と連携した交通安全教育や啓発活動、街頭指導等に取り組んだ結果、交通事故死者数、交通事故死傷者数ともに過去最少水準となりました。しかしながら、子どもや高齢者が関わる重大事故が全国で発生しています。令和元（2019）年 5 月に滋賀県大津市で発生した園児死亡事故を受け、県内全ての保育所等を対象に、園児の移動経路や危険箇所の把握と、1 日あたりの交通量が 1 万台以上の県管理道路にある交差点に関する独自調査を行い、関係機関との合同点検や必要な対策を進めています。このような取組を通じて、次代を担う子どものかけがえのない命を、社会全体で守ることにつなげていく必要があります。

「人と動物が安全・快適に共生できる社会」の実現に向けて、動物愛護管理の拠点として三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を平成 29（2017）年に開所し、動物愛護教室等の普及啓発活動や犬・猫の譲渡事業など、さまざまな主体と協創し、取組を推進した結果、平成 26（2014）年度から平成 30（2018）年度の 5 年間で、犬・猫の殺処分数が 81.7% 減少しました。

CSF^{注）7}については、官民あがて防疫対策を強化している中で、令和元（2019）年 7 月、県内養豚農場において、その発生が初めて確認されました。CSF の早期終息を図るため、関係機関と連携し、感染拡大防止、経営支援、風評被害の 3 つの対策を全力で進めています。

過去に産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等が生じていた 4 事案について、県が行政代執行により国の支援を受けながら、廃棄物の飛散流出の防止や地下水の浄化等を進めてきました。引き続き、特別措置法の期限である令和 4（2022）年度末までの完了をめざして、着実に取組を推進していく必要があります。

注）7 CSF（Classical Swine Fever）ウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病。「家畜伝染病予防法」に基づき家畜伝染病に指定されており、豚やイノシシへの強い伝染力と高い致死率が特徴であり、人に感染することはない。

ダイバーシティ

グローバル化、人びとの価値観・ライフスタイルの多様化が進み、さらに AI 等技術の加速度的な進化をはじめ、社会経済環境の変化が速く予測困難な状況にある中、想定外の変化にも対応できる、多様性を受容するダイバーシティ社会の実現が求められています。

そのため、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、多様な人びとが参画・活躍できるよう、平成 29（2017）年 12 月に「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」、平成 31（2019）年 2 月に「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン～LGBT をはじめ多様な性的指向・性自認（SOGI）について理解を深め、行動する～」を策定し、ダイバーシティの考え方の浸透に取り組んできました。

新たな在留資格「特定技能」の施行など、多文化共生をめぐる社会情勢の大きな変化をふまえ、令和元（2019）年 8 月に「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo（みえこ））」を設置するなど、外国人住民が安心して安全に暮らせる社会の実現に向けた取組を進めています。

「あらゆる分野における女性の活躍」をテーマに開催した「Women in Innovation Summit（WIT）2016」を契機として、県内のさまざまな職業分野における女性活躍のロールモデルを創出し、女性活躍推進のさらなる気運醸成に取り組みました。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出企業数（常時雇用労働者 300 人以下の努力義務）が、令和元（2019）年 6 月末時点で 309 社と全国で 3 番目に多くなり、中小企業においても、女性活躍推進の気運が高まりを見せています。

今後も、県民一人ひとりが多様性を認め合い、個人が尊重される社会をめざし、人権の大切さについて正しく理解し、相手の気持ちを考えて行動できるよう、さまざまな主体と連携・協働して多様な啓発機会を提供することで、人権意識の高揚やダイバーシティ社会の推進を図っていく必要があります。

教育・文化

子どもたちの学力の向上に向けて「みえの学力向上県民運動」を実施し、家庭での生活習慣や学習習慣等の確立、地域による学習支援等に取り組むとともに、みえスタディ・チェックやワークシート等を活用した授業力の向上、平成 28（2016）年度に新たに設置した教育支援事務所による所管小中学校へのオーダーメイドの支援、市町教育委員会と連携した学校訪問、子ども一人ひとりの学びに寄り添ったきめ細かな指導等の取組を進めてきました。

こうした取組により、令和元（2019）年度の「全国学力・学習状況調査」では、小中学校合わせた 5 教科中 4 教科で全国の平均正答率以上となり、調査開始以来、最もよい結果となりました。これまで学校、家庭、地域、市町、県が一体となって、オール三重で取組を積み上げてきたことが実を結びました。一方で、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、説明したり自分の考えを書いたりする力、学習習慣や読書習慣の確立に課題がみられるなど、道半ばのところもあることから、学習意欲を高める授業改善や、「できなかったことをできる」ようにする取組の定着を図り、子どもたちに「確かな学力」を育てていく取組を継続的に進めていく必要があります。

子どもたちの健やかな身体の育成に向けて、運動の楽しさや喜びを味わうことができる授業への改善、**「学校」運動の実践**など体育の授業以外での運動習慣の定着に取り組んできました。

こうした取組により、平成 30（2018）年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、小学生男子、中学生男子・女子は全国平均を上回るとともに、小学生女子においても全国平均との差が改善しました。引き続き、子どもたちの体力向上に向けて、運動習慣の確立や基本的な生活習慣の定着に取り組んでいくことが必要です。

特別な支援を要する子どもたちが自立と社会参画に必要な力を身につけられるよう、パーソナルカルテ等を活用した支援情報の引継ぎなど、関係機関と連携した就学前から卒業までの支援体制を充実させるとともに、特別支援学校におけるキャリア教育を推進し、子どもの進路希望の実現、地域生活への円滑な移行に向けた取組を進めました。

また、平成 29（2017）年度には、かがやき特別支援学校および東紀州くろしお学園を、平成 30（2018）年度には、松阪あゆみ特別支援学校を開校・整備し、地域における特別支援学校のセンター的機能を強化するとともに、特別な支援を必要とする子どもたちが安心して学習できる環境を整備しました。引き続き、関係機関と連携し、特別な支援が必要な子どもたちへの切れ目ない支援体制の整備と一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した指導体制をより一層充実していく必要があります。

平成 30（2018）年 4 月に「三重県いじめ防止条例」を制定し、社会総がかりでいじめの防止に向けた取組を進めるとともに、「子ども LINE 相談みえ」など SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を活用した相談体制の充実やスクールロイヤーによる「いじめ予防授業」等を通じて、いじめの未然防止および早期発見・早期解決に取り組んできました。

また、屋内運動場等の天井等落下防止対策や安全性が確認できないブロック塀等の撤去等、命に関わるような猛暑に備えるための空調整備など、学びの基盤となる学校施設における子どもたち等の安全確保に向けた取組を進めました。

子どもたちが安心して学校生活を送り、意欲的に学ぶことができるよう、引き続き、いじめの防止に取り組むとともに、通学路の安全確保や不登校児童生徒への支援に取り組んでいく必要があります。

急速な技術革新による超スマート社会の到来や成年年齢の引き下げなど、子どもたちを取り巻く環境が変化する中、新しい時代を生きる子どもたち一人ひとりに、自ら課題を発見し、多様な人々との協働を通じて乗り越えていく力を育てていくことが重要です。また、その基盤として、生まれ育った環境や障がい・国籍等にかかわらず、誰もが質の高い教育を受け、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、それぞれの状況に応じた学びの場づくりが求められています。

こうした取組を進めるには、「教育への県民力の結集」の考え方のもと、学校・地域住民、企業等が一体となって教育の充実を図っていく必要があります。

また、平成 28（2016）年に県内高等教育機関と県で創設した「高等教育コンソーシアムみえ」により県内高等教育機関の魅力向上を図るとともに、学びの選択肢の拡大に向けた取組をさらに進め、県内で学び、働き、定着する若者を増やしていく必要があります。

三重県総合博物館（MieMu）は、三重の特徴が一目でわかる基本展示や多彩なテーマでの企画展示をはじめ、企業や公的機関等と連携した交流展示や各種講座を開催しました。また、次世代育成の取組の充実を図るとともに、企業パートナーシップ制度の会員企業やミュージアム・パートナー等と連携し、「わたしの博物館づくり」としての活動を数多く実施しました。今後は、県内全域へのアウトリーチ活動を強化し、来館できない方に博物館を利用してもら

えるよう取り組むとともに、学校と連携して子どもたちの主体的な学びの支援を充実させていく必要があります。

農林水産業

グローバル化の進展や消費者ニーズの多様化など社会情勢が大きく変化する中、本県の農林水産業や農山漁村を取り巻く環境は、人口減少・高齢化による国内食市場の縮小や担い手の不足などにより、厳しい状況が続いています。

こうした中、平成 30(2018)年 4 月に「みえ農業版 MBA 養成塾」を開設、平成 31(2019)年 4 月には「みえ森林・林業アカデミー」を本格開講し、農業をビジネスとして展開する経営人材や、次代の森林・林業を担う、新たな視点や多様な経営感覚を有する人材の育成を進めています。また、若者が魅力を感じる働きやすい農林水産業の実現に向けて、ICT（情報通信技術）等の活用によるスマート化の推進に取り組んでいます。

みえ森と緑の県民税については、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、市町と連携し、地域の実情に応じて創意工夫したさまざまな森林づくりなどに取り組んでいます。

東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とする県産食材の販路拡大を図るため、戦略的なプロモーションを展開した結果、首都圏等ラグジュアリーホテルなどにおいて知名度や評価が高まり、恒常的な使用につながりました。また、国際水準 GAP^{注) 8}の認証取得を推進し、県内農畜産業経営体による取得件数の増加や、農業大学校および全ての県立農業高校での取得につながりました。さらに、県産農林水産物の輸出については、海外への販路開拓や輸出に対応する産地宣言の取組などを進めることにより、タイへの柑橘の輸出量増加や、日本初となるシンガポールへの^{かつ}活カキの輸出開始など、販路の拡大につながりました。

伊勢志摩国立公園において、世界水準のナショナルパーク化をめざし、「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム 2020」を策定し、インバウンドの拡大に向けた人材育成などの取組を進めました。また、さまざまな事業者等と連携しながら、三重の自然の魅力を「体験」「ツーリズム」という方法で発信し、国内外から農山漁村地域に多くの人を呼び込み、交流の拡大を図る「三重まるごと自然体験」の推進に取り組んでいます。

今後も引き続き、産地の生産体制・生産基盤の整備や多様な担い手の確保・育成、国内外への販路開拓支援、農山漁村の振興などに取り組む、若者が魅力を感じる「持続可能なもうかる農林水産業」の実現につなげていく必要があります。

注) 8 農薬の使い方、土や水などの生産を取り巻く環境、農場の労働者の状況など、あらゆる工程を記録・点検・改善して、安全な農産物の生産につなげる取組。Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の頭文字。

産業振興・雇用

県内経済は、平成 29(2017)年度の県内総生産（実質）（速報値）が平成 18(2006)年度以降で最高額を記録するとともに、有効求人倍率が高水準で推移しています。一方で、深刻な労働力不足が続いているなど、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は依然として厳し

く、景気回復の実感が伴っていない状況もあります。そのため、成長を続ける三重県経済をさらに発展させ、厚みを増し、それを中小企業・小規模企業の皆さんにも実感していただけるよう、より一層きめ細かな支援を行っていくことが重要です。

こうした中で、平成 26（2014）年 4 月に施行した「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、関係団体と連携し、中小企業・小規模企業に対するきめ細かな支援に取り組んだ結果、三重県版経営向上計画の活用等による経営力の向上など、一定の成果を得ることができました。また、経営者の高齢化が進む中、後継者難を理由とした廃業等による地域経済の損失などを抑えるため、全国に先駆けて円滑な事業承継に向けた支援に重点的に取り組みました。

県内ものづくり企業の技術開発力・競争力を強化するため、「みえ産学官技術連携研究会」を設立し、その活動等を通じて新たな産学官プロジェクトの創出につなげました。また、成長産業への投資、マザー工場化、研究開発施設等高付加価値化につながる投資などを支援しました。特に外資系企業誘致については、体制整備や補助制度の拡充により、新たに 6 社の県内投資が実現しました。

伊勢志摩サミット、お伊勢さん菓子博 2017 の開催を契機とした「みえの食」の国内外での知名度向上を生かすため、食関連産業のステージアップに向けた商品力の向上、販路拡大、人材確保・育成の取組を進めました。特に、三重の日本酒については、国内出荷量および海外輸出量が増加するなどの成果があらわれるとともに、国際的な日本酒コンクール等で高い評価を得ました。また、首都圏営業拠点「三重テラス」では、平成 25（2013）年 9 月のオープン以来、令和元（2019）年 10 月末時点で 380 万人を超える来館者に対して、三重の「食」をはじめ「観光」、「歴史」、「伝統」、「文化」等、さまざまな魅力を発信しています。

国際展開の推進については、タイ政府と協力し、食品加工分野における人材育成等の拠点として平成 30（2018）年 11 月に「三重タイ イノベーションセンター」をバンコクに設置するなど、本県がネットワークを有する国・地域を中心に県内企業の海外展開を支援しました。

障がい者雇用の推進に向けて、平成 26（2014）年にオープンしたステップアップカフェ「Cotti 菜（こっちな）」は、総来店者数が令和元（2019）年 10 月末までに 12 万人を突破しました。また、県内企業における障がい者の実雇用率は、平成 30（2018）年 6 月 1 日現在で 2.2%となり、平成 28（2016）年から 3 年連続で法定雇用率を達成するとともに、平成 25（2013）年に 47 位であった全国順位も平成 30（2018）年には、19 位まで上昇しました。

安定的で良質な雇用を創出するため、自動車や航空宇宙、食、観光等の分野において、地域の産業政策と一体となった雇用機会の拡大や求職者の能力開発・人材育成に取り組みしました。また、U・I ターン就職を支援するため、県外大学 18 校と就職支援協定を締結し、学生への情報発信を強化するとともに、県内企業へのインターンシップの促進に取り組みしました。さらに、働く場の質を向上させ、魅力ある働く場を提供し、人口減少に歯止めをかけ地方創生につなげるという考えのもと、働き方改革の推進に全国に先駆けて取り組んできました。その結果、平成 30（2018）年には、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる県内事業所の割合が 68.3%となり、4 年前から 2 倍近く増加しました。

AI、IoT^{注）} 9、ロボットをはじめとする第 4 次産業革命に伴う急速な技術革新など、県内産業を取り巻く急激な環境の変化に的確に対応していくため、平成 30（2018）年 11 月に、概ね 10 年先を見据え、産業政策の新しい方向性を示した「みえ産業振興ビジョン」を策定しました。ビジョンの具現化に向けて、知恵や知識、技術を「KUMINAOSHI（組み合わせ・繋

ぎ直し)」、共感と協創による新しい三重の産業創出に取り組んでいます。その際、地域の雇用・経済を支える中小企業・小規模企業の振興に引き続き注力するとともに、強みであるものづくり産業を次世代につながる産業としていくこと、世界に誇れる地域資源など多様な三重県の魅力を再認識し、それらの活用を一層促進していくことで新しい付加価値を創出していくことが重要です。さらに、新たな知恵や知識、技術を取り込んでいくためには、産学官の連携が一層求められています。平成 31（2019）年に東京大学地域未来社会連携研究機構の全国初の地方拠点である三重サテライト拠点、三重大学北勢サテライト知的イノベーションセンター、高度部材イノベーションセンター（AMIC）が四日市市内の同一施設内に設置されたことを契機とし、産学官連携を一層深めていく必要があります。

人口減少が進む中、地域経済が持続的に発展していくためには、「人づくり」の視点が一層重要です。女性や高齢者、障がい者、外国人など、働く意欲のある全ての県民の皆さんが活躍できる職場環境づくりに取り組むとともに、将来の地域社会の担い手である若者にとって魅力あるしごとを創出していく必要があります。

また、Society 5.0 の実現を見据え、「空飛ぶクルマ」をはじめとした新たなテクノロジーに加えて、今後の世界経済やイノベーションを支える「エンジン」となる「データ」の活用等の促進に取り組むことにより、新ビジネスの創出や地域課題の解決などにつなげていく必要があります。さらに、産業・観光分野におけるキャッシュレス化に向けた取組を進め、中小企業・小規模企業の生産性向上や観光消費額の拡大などにつなげていくことが必要です。

注) 9 Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、相互に情報交換、機器制御等が行われる仕組みのこと。IoT によってモノから集められたデータを基に、自動化の進展等、新たなサービス・付加価値が生み出されている。

観光

三重県が魅力ある観光の目的地として国内外から選ばれ続けるよう、伊勢志摩サミットやお伊勢さん菓子博 2017、インターハイ等の好機を生かし、オール三重で観光振興に取り組んだ結果、平成 30（2018）年の観光入込客数は、4 年連続で増加し、過去最高の 4,261 万人を記録しました。また、観光消費額についても 5,338 億円と 4 年連続で増加し、神宮式年遷宮のあった平成 25（2013）年に次ぐ過去 2 番目となるなど、観光で地域の稼ぐ力を伸ばす「観光の産業化」に向けた取組が着実に実を結びつつあります。

観光客の周遊性・滞在性の向上と観光消費額の増加を図るため、平成 28（2016）年 6 月から平成 31（2019）年 3 月まで「みえ食旅パスポート」の取組を展開し、リピーターの獲得や観光客データの蓄積、「みえ旅おもてなし施設」や「みえ旅案内所」などのネットワークの構築につなげました。

海外誘客については、増加する個人の外国人旅行者（FIT）の誘客を図るため、「MIE, Once in Your Lifetime（一生に一度は訪れたい三重県）」をキャッチフレーズに、インスタグラムを活用した「#VISITMIE キャンペーン」を展開し、観光ブランディングの確立や客が客を呼ぶサイクルの構築に取り組んでいます。また、日本初の「日本ゴルフツーリズムコンベンション 2018」の開催成果をもとに、富裕層や欧米諸国からの誘客につなげられるようゴルフツーリズムに取り組んでいます。

熊野古道が世界遺産登録 15 周年を迎えた令和元（2019）年には、熊野古道にゆかりのある 15 市町をはじめ 200 を超える団体等を中心に、さまざまな記念事業を実施し、地域が一

体となって 15 周年を盛り上げています。

今後は、SNS による情報発信や令和元（2019）年度から開始した「答えてラッキー！スマホでみえ得キャンペーン」等、デジタルマーケティングを活用した取組を一層発展させ、戦略的な観光コンテンツの開発やサービスの提供につなげられるよう、地域の観光地経営の核となる観光地域づくり法人（DMO）^{注）10}との連携を強化します。

また、次期神宮式年遷宮（令和 15（2033）年）が行われる約 10 年先を見据え、観光の目的地として三重が世界の人びとから選ばれるよう、三重の強みを生かした観光の魅力づくりや国内外からの誘客拡大、観光産業の魅力向上にオール三重で取り組むことが必要です。

注）10 観光地のブランドづくり、情報発信・プロモーション、マーケティング、戦略策定などを担う観光地域づくりの推進主体のこと。

基盤整備

県民生活の安全性・利便性の向上、地域の経済活動の発展や県内外との交流・連携に向けて、平成 31（2019）年 3 月に平成の悲願であった新名神高速道路の県内区間全線および東海環状自動車道の東員 IC－大安 IC 間が開通しました。令和元（2019）年のゴールデンウィークやお盆の交通量を前年と比較すると、東名阪自動車道と新名神高速道路を合わせた交通量は、東名阪自動車道のみの前年より増加しているにも関わらず、新名神高速道路の開通により交通量が分散され、東名阪自動車道の渋滞が大幅に減少し、高速バスの運行の定時性が飛躍的に高まるなど、生産性の向上につながりました。また、未事業化区間であった近畿自動車道紀勢線の熊野市－紀宝町間についても、令和元（2019）年度に国道 42 号紀宝熊野道路として新規事業化されたことにより、待ち望んでいた「紀伊半島一周高速道路」の全線事業化が実現しました。

さらに、国道 23 号中勢バイパス（鈴鹿・津工区）や国道 42 号松阪多気バイパス、国道 167 号鶴方磯部バイパス、国道 422 号三田坂バイパス、国道 477 号四日市湯の山道路、湯の山地区と国道 477 号を結ぶ「湯の山かもしか大橋」を供用開始するなど、県内道路ネットワークの整備が着実に進みました。三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて、多くの選手や観客等の来県が期待されます。

開港 120 周年を迎えた四日市港は、平成 30（2018）年 4 月に開通した臨港道路霞 4 号幹線（四日市・いなばポートライン）による利便性向上と、港湾施設等の整備、官民一体のポートセールスを背景に、平成 30（2018）年の外貿コンテナ取扱個数は、過去最高の約 20.6 万 TEU となりました。

リニア中央新幹線の名古屋・大阪間のルート、駅位置の早期確定や円滑な事業着手に向けて、平成 29（2017）年度に立ち上げた「三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議」等の活動を通じ、三府県および JR 東海等との連携・協力活動に取り組みました。また、平成 28（2016）年度に立ち上げた「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」において継続的に東京・名古屋間事業の進捗等を把握するとともに、中部圏のリニアインパクトを高めるための具体的な連携活動の検討を進めました。さらに、同会議の協力も得ながら、令和 9（2027）年の東京・名古屋間先行開業が本県にもたらす効果に関する調査・研究に取り組みました。

高齢者の交通事故が社会問題化し、運転免許の返納件数が増加傾向にある中で、交通不便地域等での日常生活における移動手段の確保が重要であることから、交通部門と福祉部門が連携して、現状把握や課題検討を行っているところであり、今後は地域の実情に応じた取組

につなげていく必要があります。また、自動運転バスや MaaS（Mobility as a Service）^{注）11}の実証実験等の動きがある中で、次世代モビリティの導入に向けて、引き続き、市町等と共に積極的に取組を進めていく必要があります。

引き続き、大規模地震や激甚化する集中豪雨等による自然災害の脅威に備え、地域の経済活動や国内外からの集客・交流等を支える基盤として幹線道路網の整備を促進するとともに、道路施設が将来にわたって機能を十分発揮するよう、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルを確実に実施し、計画的な修繕・更新を進めていく必要があります。

注）11 出発地から目的地まで、利用者にとっての最適経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービス。

行財政改革の推進

「第二次三重県行財政改革取組」では、「みえ県民カビジョン」の着実な推進につなげるため、「協創・現場重視の推進」、「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」、「残された課題への的確な対応」を3つの柱として、全庁をあげて取り組んでいるところです。

これまでの取組について成果と課題を検証したところ、協創・現場重視の推進に向けて、職員が現場を重視し、さまざまな主体との協創を推進することができるよう人材育成や実践体験につながる取組により、県が行う事業・業務における協創が促進され、一定の成果があらわれています。

さらに、機動的な財政運営の確保のために、平成29（2017）年6月に「三重県財政の健全化に向けた集中取組」（以下、「集中取組」という。）を策定し、歳入・歳出両面における取組を進めてきた結果、公債費等を一定抑制することができ、集中取組の数値目標である「経常収支適正度^{注）12}」が順調に改善するなど、成果があらわれつつあります。しかしながら、引き続き、公債費等が高水準であることなど、本県財政の構造的な要因は、短期間で解決できるものではありません。

一方で、コンプライアンスの徹底については、職員の意識向上や不適切な事務処理の防止に向けて取り組んできたにもかかわらず、依然として県民の皆さんの信頼を損なうような不適切な事務処理や職員の不祥事が続いています。平成31（2019）年3月にとりまとめた「不適切な事務処理及び不祥事の再発防止に向けて」に基づき取り組んでいますが、引き続き、県民の皆さんからの信頼回復に強い決意をもって、取組を進める必要があります。

注）12 予算編成の段階で経常的支出の規模が適正かどうか判断するための指標として三重県独自に設定。

<算出式>

$$\frac{\text{経常的支出（人件費、公債費、社会保障関係経費、庁舎管理経費等）}}{\text{経常的収入（県税、地方交付税等の一般財源）}} \times 100$$

2 県民の意識から見た変化

県では、「みえ県民カビジョン」の取組を推進する中で、県民の皆さんの日ごろ感じている幸福感や、政策分野ごとに設定した幸福実感指標に関する推移などを把握し、県政運営に活用するため、「みえ県民意識調査」を毎年実施してきました。

また、令和元（2019）年度には、次代を担う若者の意識を把握し、計画づくりにつなげる

ため、県内の高校生、大学生等を対象とした意識調査を実施しました。

【幸福感】

県民の皆さんが日ごろ感じている幸福感について、10点満点で質問したところ、第8回（平成30（2018）年度）調査（以下「第8回調査」という。）の平均値は6.69点で、第二次行動計画がスタートした前年度に調査した第5回（平成27（2015）年度）調査より0.02点高く、第1回（平成23（2011）年度）調査と比べ0.13点高くなっています。

高校生、大学生等の日ごろ感じている幸福感については、高校生等の平均値が6.74点、大学生等の平均値は6.62点となりました。

【幸福感を判断する際に重視した事項】

県民の皆さんが幸福感を判断する際に重視した事項については、第8回調査では、「健康状況」の割合が68.2%と最も高く、次いで「家族関係」（65.5%）、「家計の状況」（57.8%）となっています。また、同じ質問に対して高校生、大学生ともに「友人関係」や「自由な時間」と回答した割合が上位2項目を占めました。

【幸福感を高める手立て】

県民の皆さんが幸福感を高める手立てについては、第8回調査では、「家族との助け合い」の割合が66.2%で最も高く、次いで、「自分自身の努力」（57.1%）、「友人や仲間との助け合い」（22.0%）となっています。高校生、大学生等の回答は同じ傾向で、「自分自身の努力」の割合が最も高く、次いで「友人や仲間との助け合い」となりました。

【協創への取組】

地域活動への参加状況等について質問した結果、第8回調査では、「ふだん参加している」と「参加した経験がある」を合わせた「参加」の割合は、「まちづくり、地域振興の活動」（43.3%）が最も高く、次いで「環境美化、自然保護、リサイクル運動など環境保全の活動」（33.9%）、「防犯・防災・交通安全の活動」（32.9%）となりました。

同じ質問に対して、大学生等では、「環境保全の活動」（33.6%）が最も多く、次いで「まちづくり、地域振興の活動」（32.5%）、「教育を助ける活動」（29.0%）という結果になりました。

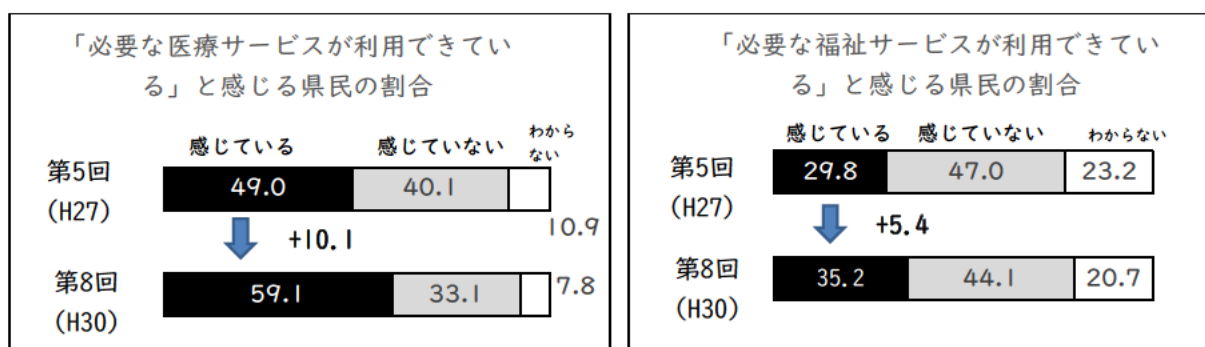
【政策分野の重要度】

第7回（平成29（2017）年度）調査において、県民の皆さんが重要と考える政策分野を質問したところ、「医療」（67.5％）が最も高く、次いで「介護・高齢者福祉」（61.4％）、「防災・減災」（53.0％）となっています。

同じ質問に対して、高校生等では「防災・減災」（43.8％）が最も多く、次いで「医療」（41.1％）、「防犯・交通安全」（36.8％）となり、大学生等では「医療」（52.9％）が最も高く、次いで「防災・減災」（45.1％）、「結婚・妊娠・出産・子育て支援」（44.7％）という結果になりました。

【幸福実感指標】

県民の皆さんが生活の中で感じる、政策分野ごとの地域や社会の状況についての実感（幸福実感指標）について、第5回（平成27（2015）年度）調査と第8回調査を比較すると、「実感している層」は15項目中12項目で高くなっています。最も割合が高くなったのは「必要な医療サービスを利用できている」（10.1％）、次いで「必要な福祉サービスを利用できている」（5.4％）、「犯罪や事故が少なく、安全に暮らせている」（5.0％）、「自分の住んでいる地域に愛着があり、今後も住み続けたい」（4.4％）となっています。



幸福感との関係を設問間で分析すると、幸福感が高い場合、「家族関係」、「健康状況」、「友人関係」を重視する割合が高く、また、「家族との助け合い」、「友人や仲間との助け合い」を高める手立てとする割合が高くなりました。

さらに、地域活動への参加状況と幸福度の関係では、地域活動への参加度合や意欲が高まるにつれ、幸福感が高くなる傾向が見られました。

どの世代においても、友人、仲間、家族など「人と人との助け合い、つながり」が幸福感を高めるために有効と考えていること、同時に「防災・減災」「医療」等、安心・安全にかかわる分野を重要と考える傾向にあることが明らかになりました。

幸福感と幸福実感指標との相関関係をみると、幸福実感指標に係る実感が高い人ほど幸福感が高いという関係にあり、また、15の幸福実感指標のうち、「自分の住んでいる地域に愛着があり、今後も住み続けたい」、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、子どもが豊かに育っている」の2指標には、一定の相関関係が見られることが分かりました。

「希望がかない、選ばれる三重」に向けた地方創生の取組は、県民の皆さんの幸福度をより一層高めるためにも、重要であることを再認識することができました。

【参考資料】

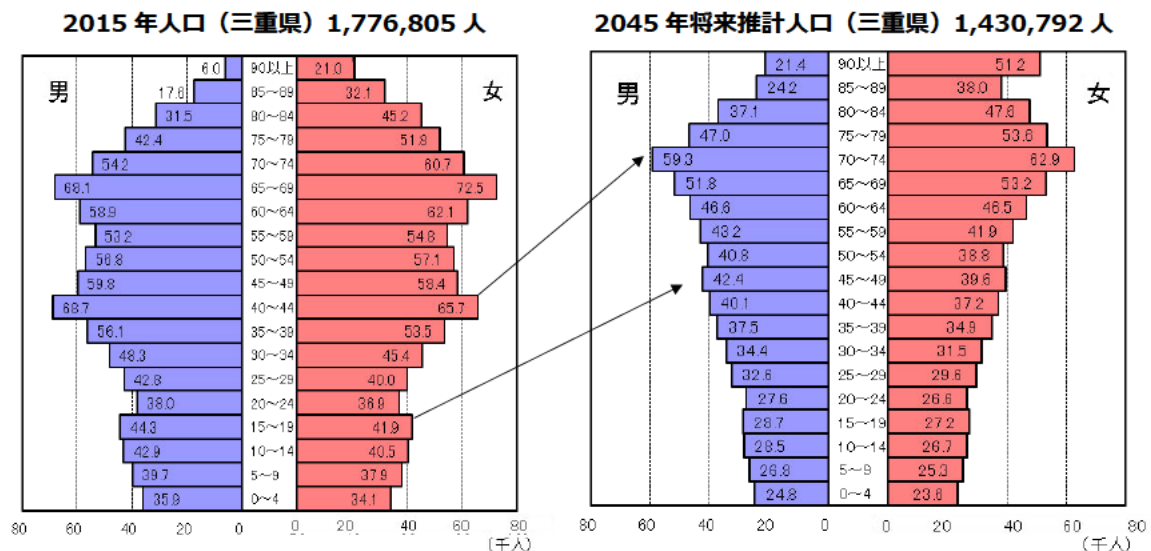
三重県を取り巻く時代潮流と現状認識

「みえ県民カビジョン」策定以降の三重県を取り巻く国内外の時代潮流としてとらえておくべき主な事象について、次のとおり整理しました。

(1) 人口減少、少子・超高齢社会の進行

- 人口減少、少子・超高齢社会の進行が加速し、人口増を前提とした右肩上がりの成長が見込めなくなる中で、あらゆる分野において従来の社会モデルが通用しない時代に突入しています。
- 人口減少下でも地域の持続的な活性化を図り、誰もが夢や希望を持ち、安心して自分らしい生き方を選択し、いきいきと活躍できるよう、昭和や平成における成功体験のみに頼るのではなく、新しい時代の社会モデルを構築していく必要があります。
- 国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、全国と同様、本県でも人口減少、少子・高齢化が続くものと推計されています。（「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年 3 月推計）」）

図 三重県の人口ピラミッド



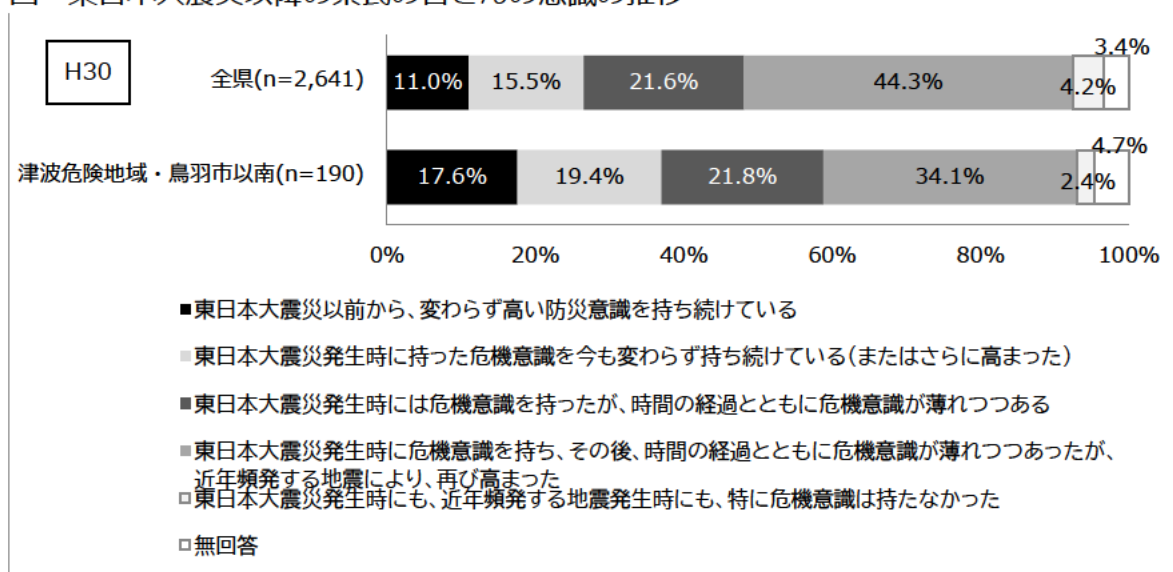
※「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年 3 月推計）」より作成

(2) 頻発する大規模自然災害の脅威、インフラの老朽化

- 平成 23(2011)年の東日本大震災以降、平成 28(2016)年の熊本地震、平成 29(2017)年の九州北部豪雨、平成 30（2018）年 7 月豪雨、大阪府北部を震源とする地震、北海道胆振東部地震、令和元（2019）年の九州北部における豪雨、台風第 19 号等、全国各地において「想定外」「数十年に一度」の大規模な自然災害が相次いでいます。

- 本県でも、紀伊半島大水害以降も、平成 29（2017）年台風第 21 号と第 22 号、平成 30（2018）年台風第 21 号、令和元（2019）年台風第 19 号等の大型台風が襲来するなど、県内各地で甚大な被害が発生しました。また、南海トラフ地震の発生確率が引き上げられるなど、私たちの命や暮らしの安全・安心が脅かされています。
- 「平成 30（2018）年度防災に関する県民意識調査」によると、東日本大震災後、時間の経過とともに薄れていた県民の皆さんの防災・危機意識が再び高まりつつある中で、夜の大地震や局地的大雨等の避難行動で「避難しない」と回答した方の割合が増加傾向にあることなどから、さまざまな主体が連携する「共助」の取組の活性化などの課題が明らかになりました。
- 高度経済成長期に集中的に整備された公共施設等のインフラについて、建設後 50 年を経過する施設が今後、急速に増加することから、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、適切な維持管理・更新を計画的に進めていく必要があります。
- 伊勢湾台風から 60 年、昭和東南海地震から 75 年の節目を迎える中、防災・減災対策の強化や公共施設等のインフラの長寿命化・老朽化対策など、国土強靱化の取組を通じて、誰もが安心して安全に暮らせる災害に強い地域づくりを進めていく必要があります。

図 東日本大震災以降の県民の皆さんの意識の推移



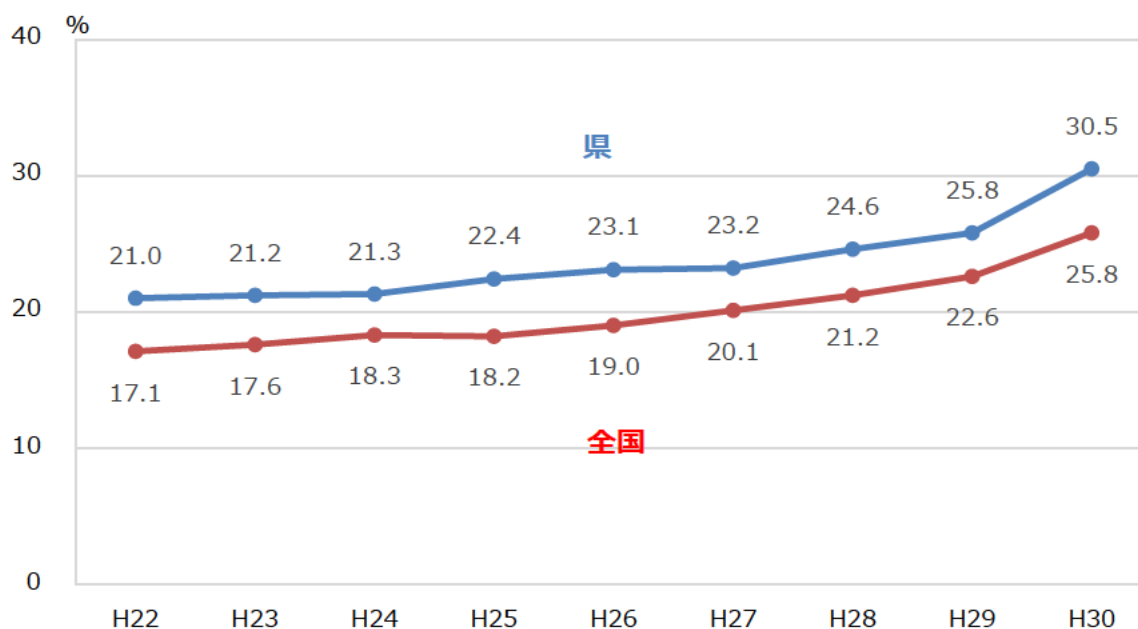
※防災対策部「防災に関する県民意識調査」

(3) 人生 100 年時代の到来

- 65 歳以上を一律に「高齢者」と線引きすることは、現実的なものではなくなりつつあり、70 歳以降も意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来しています。人生 100 年時代の到来を見据えて、誰もが生きがいを感じてその能力を思う存分に発揮できる社会をめざし、全世代型社会保障への改革が進められています。
- 70 歳以降も働くことを希望している人の割合は、60 歳代で約 8 割にのぼる一方で、高齢者の希望する就労形態は、男性で 4 割弱、女性は 7 割がパートタイムであるなど、多様な働き方のニーズが存在しています。（「成長戦略実行計画 2019」）

- 本県における 65 歳以上の世帯主の全世帯に占める割合は、社人研の推計によると、平成 27(2015)年の 38.3%から令和 7(2025)年に 40.9%、令和 22(2040)年に 46.3%と大きく上昇し、全国平均よりも高い水準で推移する見込みです。（「世帯数の将来推計」（平成 31（2019）年 4 月））
- 本県の平均寿命および健康寿命の推移をみると、男女とも延びている一方で、健康寿命の伸びは、平均寿命の伸びを下回る状況にあります（平成 22（2010）年度から平成 28（2016）年度までの伸びは、男性：平均寿命+1.5 歳、健康寿命+1.2 歳、女性：平均寿命+1.2 歳、健康寿命+0.6 歳）。
- 本県では、70 歳以上まで働ける制度のある企業の割合は 30.5%で、全国平均(25.8%)を上回ります（全国 10 位）。（厚生労働省「高齢者の雇用状況」（平成 30（2018）年 11 月公表））
- 「第 7 回みえ県民意識調査」によると、「100 歳まで生きることによる不安を感じている」と回答した方の割合は、全体の約 7 割で、不安を感じる理由として「健康の維持（病気や介護）」、「収入の確保」、「家族や友人等人とのつながり」の順に回答した割合が多いことが明らかになりました。
- こうしたことをふまえると、健康寿命の延伸や生活習慣病予防に向けた健康づくり、質の高い医療・介護・福祉サービスの提供などにより、あらゆる世代の人びとが、生涯にわたって、自らの希望に応じて意欲・能力を生かし、いきいきと活躍できるエイジレスな社会づくりを進めていく必要があります。

図 70 歳以上まで働ける企業の割合

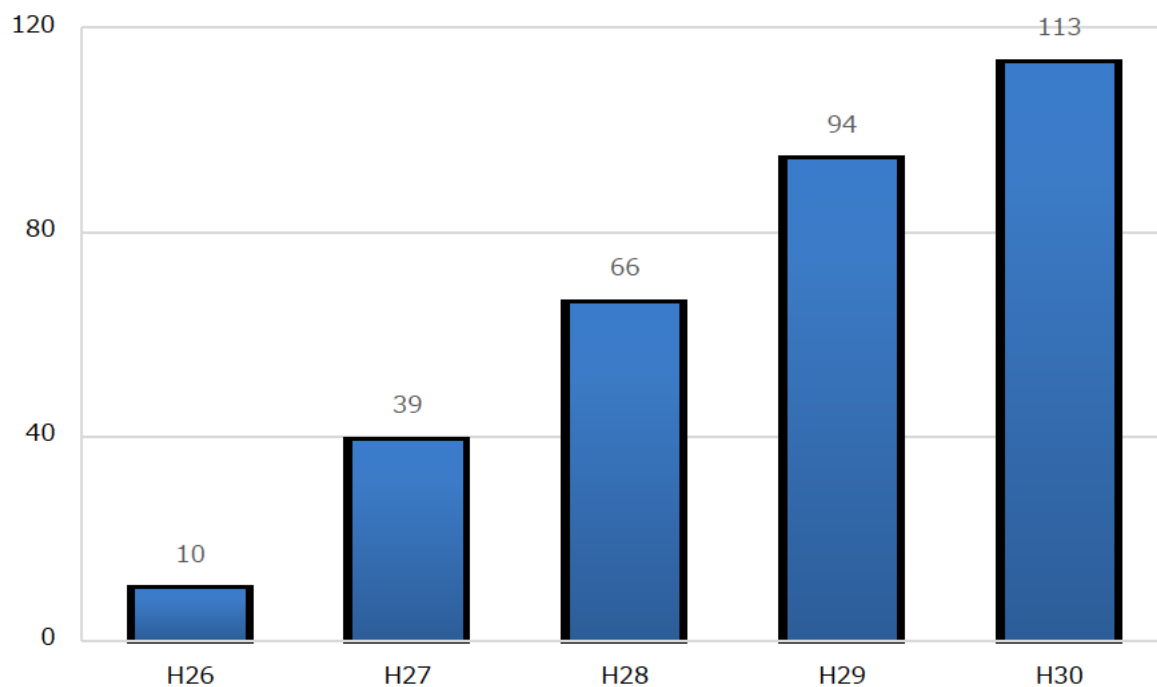


※厚生労働省「高齢者の雇用状況」集計結果に基づき作成

(4) 「孤独や孤立」と新たな「つながり」の混在した社会構造

- 少子・高齢化の進展、情報通信技術の進歩、人びとの価値観・ライフスタイルの多様化、標準的な家族形態の変化を背景とした行政ニーズの複雑化・多様化が進んでいる中で、単身世帯高齢者、一人親家庭、中高年のひきこもりなど、「孤独や孤立」の状態から生きづらさを抱える方が増えており、孤独死や児童虐待等の社会問題が顕在化しています。
- 本県における 65 歳以上の高齢世帯に占める一人暮らしの割合は、社人研の推計によると、平成 27（2015）年の 30.0%から令和 7（2025）年に 33.5%、令和 22（2040）年に 37.6%と増加する見込みです。また、全世帯に占める一人親家庭の割合は、平成 27（2015）年の 8.3%から令和 7（2025）年に 8.9%、令和 22（2040）年に 9.2%と増加する見込み（特に男性の一人親家庭の割合は、全国平均よりも高い水準で推移する見込み）です。（「世帯数の将来推計」（平成 31（2019）年 4 月公表））
- 本県におけるひきこもり（半年以上にわたり家族以外とほとんど交流せずに自宅でひきこもる）の状態にある方は、中高年層（40～64 歳）で 8,570 人、若年層（15～39 歳）で 7,570 人と推計されています。また、中高年層は、若年層と異なり、退職したことをきっかけとしてひきこもり状態になった方が多い傾向があります。（内閣府 平成 31（2019）年度「生活状況に関する調査」、平成 28 年度「若者の生活に関する調査」から推計）
- 「就職氷河期世代」と呼ばれる 30 代半ばから 40 代半ばの人の中には、バブル崩壊後の景気悪化等により、安定した職に就けず、現在も不本意ながら非正規の仕事に就いている、長期間無業の状態にあるなど、さまざまな課題に直面している人がいます。
- 一方で、SNS、ボランティア活動、子ども食堂、認知症カフェ等による、新たな「つながり」が生まれています。県が把握している子ども食堂の数は、平成 29（2017）年の 26 か所から令和元（2019）年 5 月には 40 か所、また県内の認知症カフェの数は、平成 26（2014）年度の 10 か所から平成 30（2018）年度には 113 か所と大幅に増加しています。
- こうした新しい「つながり」も意識しつつ、支える側と受け手側が常に固定しているのではなく、誰もが役割をもって、社会全体で支え合うセーフティネットの仕組みを構築していく必要があります。

図 認知症カフェの設置数

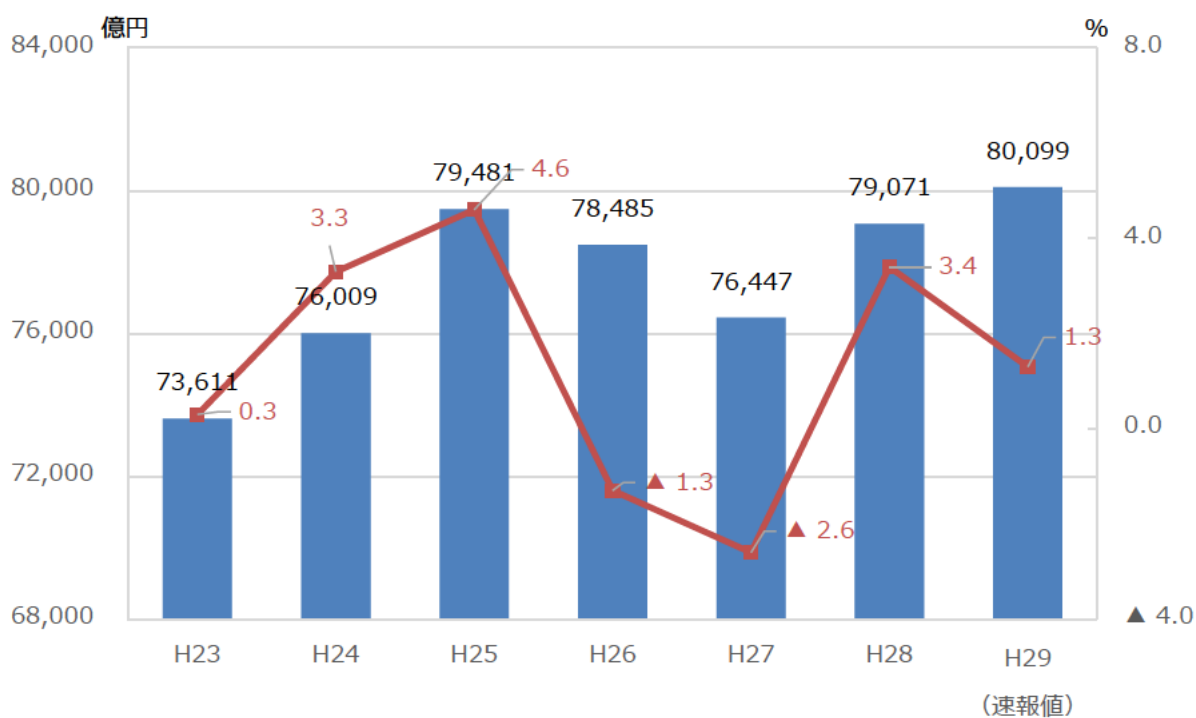


※三重県作成

(5) 経済・雇用情勢

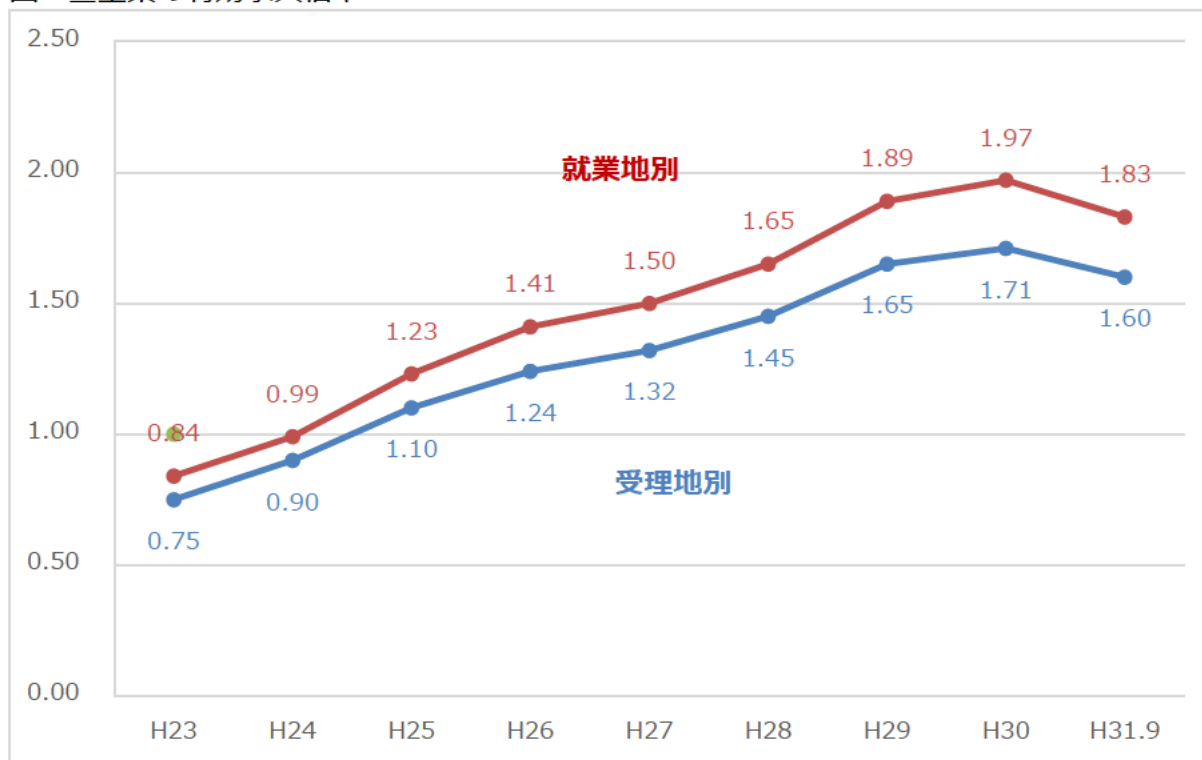
- 県内経済は、令和元（2019）年8月の経済指標によると、回復が一服していますが、平成29（2017）年度の県内総生産（実質）（速報値）が平成18（2006）年度以降で最も高くなるとともに、一人あたり県民所得（速報値）も3年連続で増加するなど、県民の皆さんの努力の結果、三重県の発展につながる成果があらわれています。一方、有効求人倍率が高水準で推移しており、県内企業における深刻な労働力不足が続いているほか、米中間の通商問題や英国のEU離脱交渉など、世界経済情勢に大きな影響を及ぼす動きがある中で、先行き不透明感が増しています。
- 令和元（2019）年10月の消費税率引き上げの県内経済への影響についても、前回平成26（2014）年4月の税率引き上げ時に需要が後退した経験をふまえ、引き続き注視していく必要があります。
- 県内経済の良い流れを継続し、さらに厚みを増していくためにも、県内企業数の99.8%を占める中小企業・小規模企業の振興、農林水産業の成長産業化などに引き続き注力し、強じんて多様な産業構造への転換を図っていく必要があります。

図 県内総生産と経済成長率（実質）



※三重県「三重県民経済計算」

図 三重県の有効求人倍率

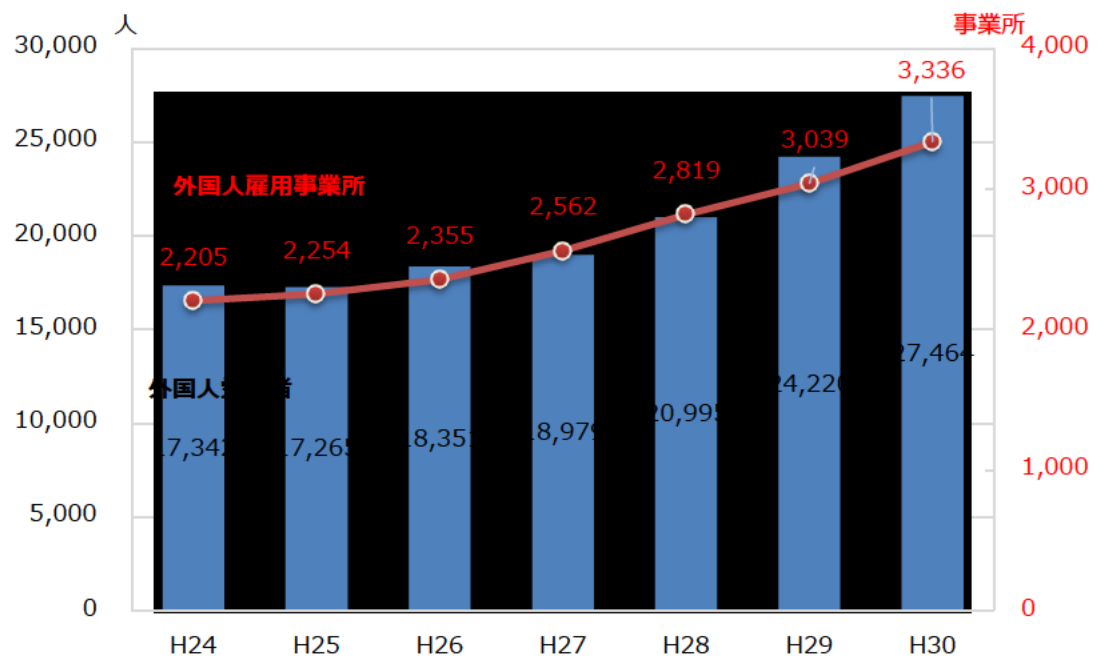


※三重労働局「労働市場月報」に基づき作成

(6) グローバル化の進展

- あらゆる場所でグローバル化が加速し、情報通信や交通分野における技術革新により、人びとの生活圏が広がっています。また、社会のあらゆる分野におけるつながりが国境を越え、ヒト、モノ、カネ、情報の流れが活発化し、人材の流動化、人材獲得競争などグローバル競争が激化するとともに、国際協調の重要性が一層増しています。
- 平成 30 (2018) 年 12 月の TPP11 (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)^{注1)} や平成 31 (2019) 年 2 月の日本 EU 経済連携協定 (日欧 EPA)^{注2)} の発効により、巨大な自由貿易圏が誕生し、国内企業にとってビジネスチャンスの拡大が期待されます。
- 世界経済の重心がアジアへシフトしつつある中、急成長するアジア市場を取り込むためにも、県内企業の海外展開を支援していく必要があります。
- 世界的な日本食ブーム等により拡大する海外需要を好機ととらえ、県産農林水産物や食品の輸出拡大を一層促進していく必要があります。
- 新たな在留資格「特定技能」の施行に伴い、今後益々、外国人労働者が増加することが予想されることから、多文化共生社会の実現に向けた三重県の真価が問われることとなります。
- 訪日外国人旅行者 (インバウンド) が平成 30 (2018) 年に 3,000 万人を超え、令和 12 (2030) 年には 6,000 万人をめざす中、観光産業を持続的に発展させ、県内全域に波及効果をもたらすため、拡大するインバウンド需要を一層取り込んでいく必要があります。

図 外国人労働者数、外国人雇用事業所数



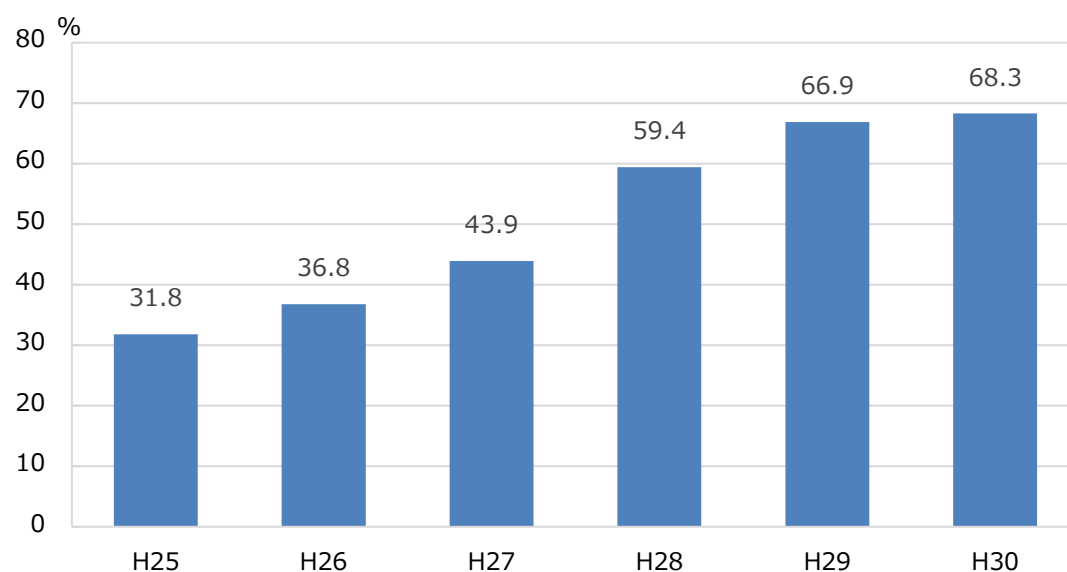
※厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめに基づき作成

- 注) 1 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定。日本を含む 11 か国が加盟する、アジア太平洋地域においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で 21 世紀型のルールを構築する経済連携協定。平成 30 (2018) 年 12 月に発効。
- 注) 2 経済上の連携に関する日本国と欧州連合 (E U) との間の協定。日本と EU との間で、貿易や投資など経済関係を強化する目的で締結された経済連携協定。平成 31 (2019) 年 2 月発効。

(7) 柔軟で多様な働き方の拡大

- 人びとのライフスタイル・価値観の多様化、標準的な家族形態等の変化、AI 等の先端技術の進展等を背景に、テレワーク、フレックスタイム制度の導入や、雇用関係によらないフリーランス、兼業・副業の解禁、ギグ・エコノミー（インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く新しい就業形態）など、新しい働き方が出現しています。
- 女性活躍推進法、働き方改革関連法、高年齢者雇用安定法等が制定され、女性、高齢者、障がい者など、誰もが働きやすい職場づくりに向けた環境整備が進んでいます。また、70 歳までの就業機会の確保や、中途採用・経験者採用の拡大、新卒一括採用の見直しについて、社会的な議論が開始されています。
- 生産年齢人口が減少する中で、全国と同様、本県においても中小企業・小規模企業を中心に労働力不足が深刻化しています。令和元(2019)年度県内事業所アンケートによると、全体の 46.3%の企業が「従業員の確保難」を経営課題にあげています。
- こうしたことをふまえると、企業の生産性向上や人材確保・定着促進のためにも、長時間労働の是正、柔軟な就労形態の導入、有給休暇の取得促進、出産・育児、介護と仕事の両立に向けたワーク・ライフ・バランスの実現など、働き方改革をさらに進めていく必要があります。また、働く意欲のある女性や高齢者、障がい者、外国人など、誰もが希望する働き方を選択し、自らの能力・スキルを発揮することにより、いきいきと働き、活躍できる社会づくりを進めていく必要があります。

図 ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる県内中小企業の割合

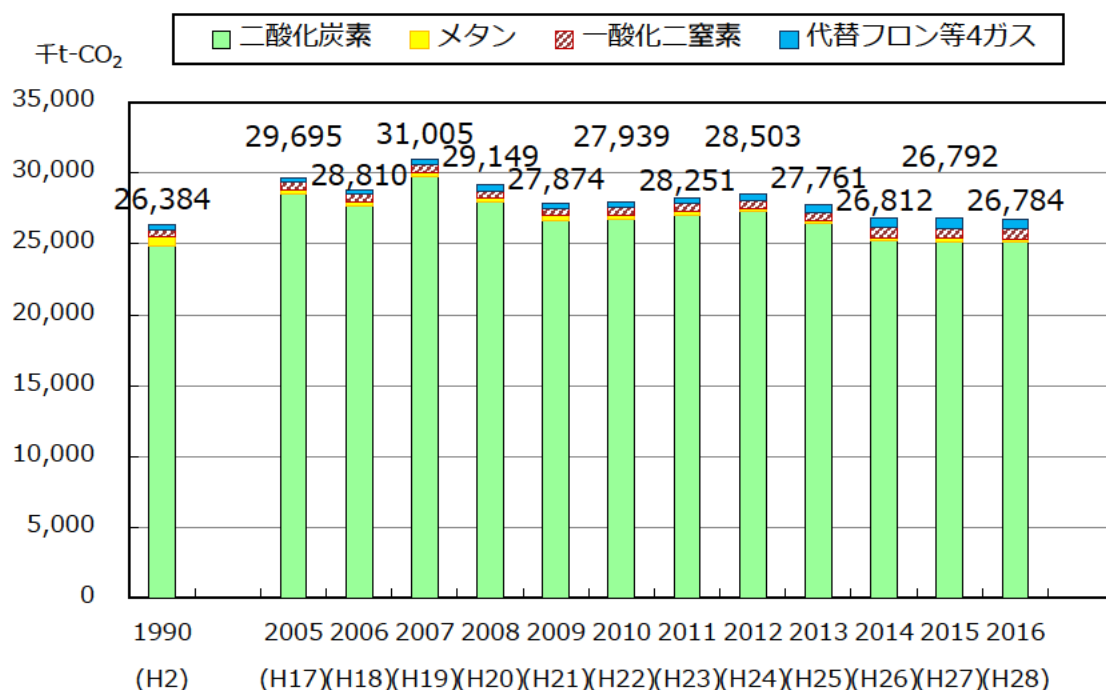


※三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」に基づき作成

(8) 環境保全、脱炭素化の動き

- 地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチック問題への対応は、SDGs（持続可能な開発目標）でも求められており、世界全体の取組としてプラスチック資源循環体制を早期に構築するとともに、海洋プラスチックごみによる汚染の防止を、実効的に進めていく必要があります。国では、令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、施策を推進しています。
- 世界では約8億人の人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいる一方で、日本では世界全体の食料援助量である約320万トン大きく上回る約640万トンの食品ロスが発生しています。令和元（2019）年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、県としても、これまでの食品ロス削減に向けた取組に加え、フードバンク活動が円滑に行われるよう必要な施策を講じる必要があります。
- 国では、福島第一原子力発電所事故の経験、反省と教訓を踏まえ、「第5次エネルギー基本計画」に基づき、令和32（2050）年に向けて、原子力を含めたエネルギーミックスの政策を推進しています。平成27（2015）年「パリ協定」発効後の世界的な脱炭素化の動きの中で、令和元（2019）年6月に策定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に基づき、2050年までに温室効果ガスの80%削減に取り組むこととし、環境と成長の好循環の実現を目指しています。
- 本県では、「新エネルギービジョン」に基づき、家庭・事業所における省エネ・革新的なエネルギー高度利用、創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくり、環境・エネルギー関連産業の育成と集積、次世代の地域エネルギー等の活用などに取り組んでおり、新エネルギーの導入が拡がりつつあります。
- 脱炭素社会の実現に向けて、引き続き、ライフスタイルや事業活動の変革を促し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制に貢献できるよう、エネルギー効率の更なる向上や消費量増加の抑制、さらには地域との共生が図られることを前提とした新エネルギーの導入などを進めていく必要があります。

図 県域の温室効果ガス排出量の推移



※三重県「令和元（2019）年版環境白書」

(9) 三重県の知名度を高め、発展するチャンスの到来

- ラグビーワールドカップ2019日本大会、東京2020オリンピック・パラリンピック等、世界規模のスポーツ大会が開催されるゴールデン・スポーツイヤーが到来しています。県内では、それに続く令和3（2021）年には三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催され、多くの選手や観客等の来県が期待されています。
- 中部国際空港にLCC専用の第2ターミナルが令和元（2019）年9月にオープンしたほか、令和7（2025）年には大阪・関西万博が開催される予定であり、インバウンドの増加が期待されています。
- リニア中央新幹線が、東京・名古屋間で令和9（2027）年に、名古屋・大阪間で2045年より最大8年間前倒して開業する見込みであることから、三大都市圏が一体化したスーパー・メガリージョンが形成され、この成長力が全国に波及することが期待されています。また、東京・大阪間が約1時間で結ばれ、国内各地間の移動時間が劇的に短くなることにより、交流の活性化によるイノベーションの創出に寄与するとともに、情報通信技術の進展と相まって、時間と場所に縛られない新たなビジネススタイル・ライフスタイルを生み出す可能性があります。引き続き、リニア中央新幹線の名古屋・大阪間のルート、駅位置の早期確定や円滑な事業着手が望まれます。
- こうした三重県の知名度を高め、発展するチャンスを生かして、良い経済の流れを加速させ、明るい未来をつくるため、万全の態勢で営業力を強化していく必要があります。

図 リニア中央新幹線による鉄道一日交通圏の拡大



※国土交通省「スーパー・メガリージョン構想検討会 最終とりまとめ」

第2章 三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現をめざして

第二次行動計画では、「経済的な豊かさ」、「社会のシステムやつながりの豊かさ」、「精神的な豊かさ」の3つの豊かさを高めていくことで享受できる豊かさを「新しい豊かさ」ととらえ、県民の皆さんが「新しい豊かさ」を享受できるよう三重づくりを進めることで、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現を図ってきました。

第三次行動計画においては、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の社会像を、改めて「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」ととらえた上で、「令和」の時代に留意すべき新しい概念である「Society 5.0」と「SDGs（持続可能な開発目標）」の視点を取り入れて、その実現をめざすこととします。

1 三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会について

（めざすべき三重の姿）

「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の社会像について、第二次行動計画では、「新しい豊かさ」を享受できる、時代の分水嶺の先のめざすべき三重の姿として、次のような社会をイメージしています。

- 将来に対して不安を感じることなく、安心して暮らすことができる社会
- 自分に合った暮らし方・自分らしい生き方を選択できる社会
- ライフステージに応じて多様な働き方ができる社会
- より高い目標に向けてチャレンジができ、失敗しても何度でも挑戦できる社会
- 家族の絆や地域のつながりを感じ、支え合って暮らすことができる社会
- 美しい自然や多彩な文化などの魅力あふれる地域に、愛着や誇りを感じながら暮らすことができる社会
- 活力のあるさまざまな産業が発展する中で、めざす仕事に就き、いきいきと働くことができる社会

第三次行動計画においては、このめざすべき社会の姿を「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」と表現します。

（三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会）

三重は、名古屋、大阪の両大都市圏にまたがり、東西文化の交わるところに位置し、南北に長く多彩な県土、豊かな自然の恵みを有しています。縦横に発達した街道交通の要衝として県内各地がにぎわい、人、情報、文化等の交流の場が形成され、それぞれの地に住む人びとが先人から受け継いだ自然、歴史、文化等を育てている、多様性に満ちた地域です。

松浦武四郎や本居宣長、松尾芭蕉、御木本幸吉などの三重の偉人に代表されるように、人、もの、情報が交流することで、三重から世界に誇る多くの人材が輩出され、新たな価値観や考え方を生み出すという気概やDNAが受け継がれるとともに、最先端の半導体の生産拠点等、世界に貢献する最先端の技術も生み出されてきました。

三重の生んだ偉大な国学者である本居宣長は、三重に居ながら多様な伊勢への来訪者との交流を通じて、世界に目を向け研究に尽力し、ありのままの美しさを受け入れるという「もののあはれ」という考え方、日本人の精神性を解き明かしました。三重で生まれた探検家であり、北海道の名付け親の松浦武四郎は、北海道を調査する中でアイヌの人びとと出会い、多くのことを学び、文化の違いを正しく理解し、異なる文化や価値観を受け入れていこうとして、アイヌの人びとの生活と独自の文化を守るために尽力しました。真珠に生涯を捧げ、「真珠王」と呼ばれた御木本幸吉は、さまざまな困難を乗り越え、誰も実現することができなかった真珠の養殖を世界で初めて成功させ、世界展開を果たし、ベンチャーの先駆けといえます。「奥の細道」を記した俳人の松尾芭蕉が唱えた、時を越えても変わらないものがある一方、時代や環境の変化によって絶えず革新されていくものがあるとする「不易流行」の考え方は、「伝統」と「革新」が共存する三重の地に息づいています。

このように、良きものを守りながら進歩を続け、次世代につないでいくという「伝統」と「革新」が共存し、人種・世代・性別などを超えて、多様なものを寛容に受け入れ合う“和”の精神が育まれてきた三重の地に暮らす私たちは、平成 25（2013）年の第 62 回神宮式年遷宮や平成 28（2016）年の伊勢志摩サミットの経験を通じて、「自然と人との共生」や「伝統文化の継承」、「多様性への寛容」など、時代を超えて育んできた先人の精神性や価値を改めて認識することができました。

また、平成 28（2016）年 11 月に発表した「伊勢志摩サミット三重県民宣言」では、「自分とは違うことを価値と認め合い、国内にとどまらず、さまざまな国のさまざまな立場の人たちとつながって、誰もが挑戦、活躍できる社会にします。〔親和〕」、「美しい自然をはじめとする豊かな環境を守り育み、共生して、持続可能な社会にします。〔調和〕」、「三重の伝統・文化を、学び、伝え、創造し、発展させ、心豊かな社会にします。〔和の文化〕」、「安全・安心な社会をつくりながら、平和を強く希求していきます。〔平和〕」の 4 つの決意を表明しました。

さらに、三重県らしい取組として、全国に先駆けて「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」を策定し、ダイバーシティ社会の実現に向けた取組を進めているところです。

こうした背景をふまえると、共感性を高く持ち、他人の痛みを感じ、いたわり、助け合う、そして、どんな文化や価値観の違う人に対しても、理解し、包み込むという「多様性」「包容力」は、先人から継承されてきた県民性と考えられます。そして、この県民性は、日本、さらに世界における先進的な存在となりうるものです。

人口減少、少子高齢化や経済のグローバル化が加速し、価値観やライフスタイルの多様化などが進展する中で、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、全ての県民の皆さんが自ら希望の実現に向けて主体的に社会に参画し、自分らしく挑戦することで、地域の自立かつ持続的な発展につなげていくためには、お互いの違いを価値と認め合い、多様性を受容する社会づくりがより一層必要になると考えられます。

第三次行動計画では、三重の持つポテンシャルである「多様性」「包容力」を深化させ、未来にしっかり継承していくことで、「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」の実現をめざしていきます。

2 Society 5.0 の考え方

国の「第5期科学技術基本計画」において提唱された Society 5.0 は、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、いきいきと快適に暮らすことのできる社会」を「超スマート社会」ととらえた上で、その未来社会の実現に向けた一連の取組として整理される概念です。

Society 5.0 は、持続可能で、インクルーシブな社会経済システムであると考えられ、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導し、仮想空間と現実空間を高度に融合させることで、「経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」の実現をめざしています。

人口減少と少子高齢化が並行して進展する中で、こうした Society 5.0 の考え方を取り入れ、地域課題を解決し、快適で活力に満ちた質の高い生活を実現することは、「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」をめざす第三次行動計画の方向性に通じるものと考えられます。

また、新しい産業政策の方向性を示した「みえ産業振興ビジョン」においても、Society 5.0 による超スマート社会の到来を強く意識し、既存の価値にとらわれずに、知恵や知識、技術を国内外から積極的に取り込み、それらを組み合わせ、あるいは繋ぎ直していく「KUMINAOSHI」を進めることで、新しい価値の創出につなげていくことを基本理念として掲げているところです。

複雑に絡み合う地域の課題を解決するとともに、強じんて多様な産業構造を構築していくには、今後の施策展開において Society 5.0 の視点をこれまで以上に積極的に取り込んでいく必要があります。

Society 5.0 の実現による超スマート社会は、いずれ訪れるものではなく、私たちが、未来の三重県の姿を思い描き、社会のあらゆる領域において、その視点を積極的に取り入れていくことにより、創り上げていかなければなりません。

3 SDGs（持続可能な開発目標）の考え方

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された 2030 アジェンダにおける 2030 年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消など、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。また、「誰一人取り残さない（no one will be left behind）」ことを理念とし、持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされています。

2030 アジェンダの採択後、初めて開催された伊勢志摩サミットでは、「G7 伊勢志摩首脳宣言」において、人間中心かつ地球に配慮した形で、国内的および国際的に 2030 アジェンダの実施を推進することにコミットすることが世界に発信されました。

SDGs の 17 の目標（ゴール）は、経済・社会・環境の 3 つの側面を一体不可分なものとなし、相互のつながりを深く理解し、紐解くことで、地域が取り組むべき複数の課題の同時解決をめざすものであり、こうした SDGs の考え方は、私たちがめざす社会の姿である「三

重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」の実現に大きく寄与するものと考えられます。

また、SDGsでは、17番目の目標（ゴール）としてパートナーシップの活性化が掲げられており、個人や企業、地域の団体、行政など、多様なステークホルダーによる効果的なパートナーシップが奨励・推進されています。SDGsの導入は、多様なステークホルダーの自治体活動への参加をより具体化し、地方行政の一層の活性化に資するものと言えます。

こうした考え方は、「みえ県民カビジョン」が掲げる「自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）」が、「公」を担う主体として、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していく「協創」の考え方に通ずるものと考えられます。

4 県の施策展開

「令和」という新しい時代を迎えた今、人口増を前提とした右肩上がりの成長は見込めなくなり、従来の社会モデルが通用しない時代に突入しています。

こうした中、Society 5.0やSDGsの実現によりめざす未来の社会像は、「行動に制約がある高齢者や障がいのある方々が、自由に移動でき、充実した生活が送れる」、「地域にかかわらず、質の高い医療や介護のサービスが受けられる」、「AIの活用や情報の共有によりさまざまなロスが削減され、経済的損失と環境負荷の低減を図れる」など、先端技術を取り入れることで、イノベーションが生まれ、さまざまなつながりが増え、多様な知識や情報が共有され、新たな価値を生み出すことで、社会的課題が克服されるとともに、一人ひとりが快適で活力に満ちた、質の高い生活を送ることができる新しい社会の姿です。

そこで、第三次行動計画においては、Society 5.0とSDGsの考え方にに基づき、次のとおり視点を整理しました。

Society 5.0の視点

視点① 「イノベーション」による新たな価値の創出と課題解決

- ・さまざまな知識・情報・データの共有や組み合わせを進めることにより、分野横断的な連携を活性化させ、今までにない新たな価値を創出するとともに、社会的課題や困難を克服します。
- ・業務プロセスに新しい技術・知恵・情報を組み込むことでイノベーションを生み、成果の拡大、生産性の向上、環境負荷の低減、コストの抑制等を実現します。
- ・人間の能力では限界のある業務や負担感の大きい作業を先端技術で代行・支援することにより、業務の効率化、労働負荷の低減、機械ではなく人間にしかできない業務へのシフトを進めます。

視点② 多様なニーズへのきめ細かな対応による生活の質の向上

- ・さまざまな情報・データ・技術の活用により、県民一人ひとりの多様なニーズ、潜在的なニーズを把握して、きめ細かなサービスを充実し、快適で活力に満ちた質の高い生活を実現します。

- ・先端技術の導入・活用により、性別、年齢、障がいの有無、言語等による格差や制約を解消し、県民一人ひとりが個性や能力を発揮し、活躍できる環境づくりを進めます。

視点③ いつでもどこでも「つながる」ことによる機会の創出

- ・先端技術の導入・活用により、地理的・空間的課題を克服し、遠隔地や過疎地域など距離や時間の制約がハンデにならない働き方の推進やサービスの創出を図ります。
- ・自動運転や MaaS（Mobility as a Service）など新たな移動手段の普及により、交通ネットワークの新たな「つながり」を創出し、県内における移動の利便性を向上させます。
- ・先端技術の導入・活用により、県内に居住するかどうかにかかわらず、地域の担い手とのコミュニケーションを拡大し、新たな「つながり」を創出することで、地方創生の取組を進めます。

視点④ Society 5.0 を支える人材・基盤づくり

- ・データリテラシーを備えるデジタル人材を育成するとともに、AI 時代に産業界で求められる人材を確保します。
- ・時代の変化や新たな職務に応じて学び直すリカレント教育を広げ、多様な人材が活躍できる機会を創出します。
- ・デジタル時代のデータの利活用を支える情報通信基盤の整備を促進するとともに、行政情報のオープンデータ化や、個人情報保護等の情報セキュリティの高度化を図ります。

SDGs の視点

視点① 誰一人取り残さない（包摂性）

- ・性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、全ての県民の皆さんが自らの希望の実現に向けて、主体的に社会に参画し、自分らしく挑戦することで、地域の自立的な発展につなげていきます。
- ・特にジェンダーの平等を達成するためには、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができ、それぞれに多様な生き方が認められ、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合うことができる環境づくりが必要です。

視点② 全てのステークホルダーが役割を担う（参画型）

- ・全ての県民の皆さんが、自立し、行動する県民（アクティブ・シチズン）として、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していく「協創」を進めます。
- ・地域住民はもとより、産官学金労言士をはじめとする多様なステークホルダーと、それぞれの知識やノウハウ、経験を活用し連携することにより、効果的に地方創生の取

組を推進します。

- ・次代を担う子どもたちが夢や希望を抱き、三重県に愛着と誇りを感じ、地域社会で活躍、成長していけるような人づくりを進めます。

視点③ 経済・社会・環境の3つの側面で統合的に取り組む（統合性）

- ・経済・社会・環境の各分野の課題を解決するため、課題相互の関連性を意識し、統合的に取り組むことで、相乗効果を発揮し、持続可能な経済成長と、人と自然との共生の両立を進めます。

これら2つの視点に基づき、三重県を取り巻く複雑かつ多岐にわたる課題を克服するため、Society 5.0を支える技術を活用した取組や、経済・社会・環境の3つの側面からの統合的な取組に挑戦することで、全ての県民の皆さんが快適で活力に満ちた質の高い生活を送り、「新しい豊かさ」を享受することができる三重づくりが進むものと考えます。

第三次行動計画では、「協創」の視点に加えて、Society 5.0 および SDGs の視点を取り入れることにより、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現をめざします。

協創による「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを進めることで、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現をめざします。

**経済発展と社会課題の解決を
両立する人間中心の社会の実現に寄与**



出典：内閣府作成資料

**SDGs（持続可能な開発目標）の
17のゴールと169のターゲットの実現に寄与**



出典：国際連合広報センター作成

三重県らしい、多様で、 包容力ある持続可能な社会

- 将来に対して不安を感じることなく、安心して暮らすことができる社会
- 自分に合った暮らし方・自分らしい生き方を選択できる社会
- ライフステージに応じて多様な働き方ができる社会
- より高い目標に向けてチャレンジができ、失敗しても何度でも挑戦できる社会
- 家族の絆や地域のつながりを感じ、支え合って暮らすことができる社会
- 美しい自然や多彩な文化などの魅力あふれる地域に、愛着や誇りを感じながら暮らすことができる社会
- 活力のあるさまざまな産業が発展する中で、めざす仕事に就き、いきいきと働くことができる社会

Society 5.0を
支える技術

協 創

経済・社会・環境
の3つの側面から
の統合的な取組

Society 5.0の視点

- 「Society 5.0」による新たな価値の創出と課題解決
- 多様なニーズへのきめ細かな対応による生活の質の向上
- いつでもどこでも「つながる」ことによる機会の創出
- Society 5.0を支える人材・基盤づくり

SDG の視点

- 誰一人取り残さない
- 全てのステークホルダーが役割を担う（参画型）
- 経済・社会・環境の3つの側面で統合的に取り組む（統合性）